

吹田市地域防災計画

令和5年2月

吹田市防災会議

総目次

本編

■ 共通編

第 1 部 総則

第 2 部 予防

■ 地震応急対策編

○活動組織：第 1 章

○初動・応急期の活動：第 2 章～第 6 章

○二次被害防止・生活再建：第 7 章～第 9 章

■ 付編 南海トラフ地震防災対策推進計画

■ 風水害応急対策編

○活動組織：第 1 章

○警戒期の活動：第 2 章

○災害発生後の活動：第 3 章～第 7 章

○二次被害防止・生活再建：第 8 章～第 10 章

■ 事故等災害応急対策編

■ 復旧・復興計画編

吹田市地域防災計画

- 本 編 -

<共通編>

目次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的等	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
第2章 計画の方針	2
第1節 災害対策の計画的推進	2
第2節 計画の運用	3
第3章 計画の構成	4
第4章 市域の概況	6
第1節 自然的条件	6
第2節 社会的条件	9
第5章 災害の想定	10
第1節 想定災害	10
第2節 地震被害の想定	11
第3節 風水害の想定	13
第6章 市・関係機関の業務大綱	16
第1節 地方公共団体の業務	16
第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務	18
第7章 市民・事業者の基本的責務	25
第1節 市民の役割	25
第2節 事業者の役割	26
第3節 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	27
第8章 防災に関する組織	28
■吹田市防災会議（会長：市長）	28
■吹田市防災対策推進会議（議長：市長）	29
第2部 予防	30
第1章 自助・共助	30
『地域防災行動力の向上（地域防災を担う人づくり）』	30
第1節 防災意識の高揚	30
第2節 自主防災体制の整備	34
『地域と連携した仕組みづくり』	40
第3節 ボランティア活動環境の整備	40
第4節 要配慮者対策	42
第5節 帰宅困難者支援体制の整備	46
第6節 広域一時滞在	47
第7節 広域避難の受入れ	48

第2章 公助	49
『都市の防災機能の強化（強くしなやかな地域づくり）』	49
第1節 市街地の整備	49
第2節 建築物等の安全対策	55
第3節 水害予防対策	59
第4節 地盤災害予防対策	65
第5節 危険物等災害予防対策	69
第6節 放射線災害予防対策	72
第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	73
第8節 新・大阪府地震防災アクションプランの推進	74
『災害に備えた体制の確立と適切な対応』	75
第9節 防災組織及び活動体制の整備	75
第10節 情報収集伝達体制の確立	98
第11節 消防体制の整備	102
第12節 応急医療体制の整備	106
第13節 緊急輸送体制の整備	111
第14節 避難体制の確立	114
第15節 応急復旧体制の整備	124
第16節 二次災害防止体制の整備	125
第17節 非常用物資の確保体制の整備	126
第18節 ライフライン確保体制の整備	129
第19節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備	135
第20節 遺体安置所、火葬場等の確保	138

第 1 部 総則

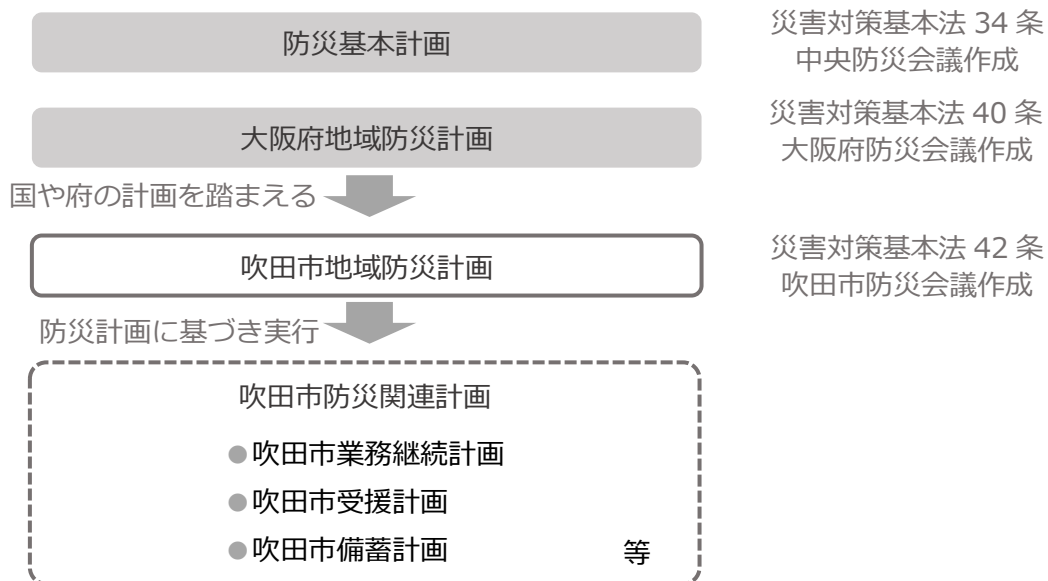
第 1 章 計画の目的等

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 5 条（推進計画）の規定に基づき、吹田市（以下「市」という。）の地域に係る防災に関し、市、大阪府（以下「府」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他の機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることによって、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の位置づけ

この計画は、市域内で発生するおそれがある災害に備え、市の防災対策を示す総合的計画である。



第2章 計画の方針

第1節 災害対策の計画的推進

基本方針に則し、次のとおり計画的に災害対策を進めていく。

<基本方針>

I	命を守る
II	命をつなぐ
III	必要不可欠な行政機能の維持
IV	経済活動の機能維持
V	迅速な復旧・復興

防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。これまで、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、市域における災害対策を進めてきた。今般、市独自の地震被害想定の結果及び府による南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果に基づくとともに、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策の一層の充実強化を進めていくこととする。

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本に据えることとした。

具体的には、I 命を守る、II 命をつなぐ、III 必要不可欠な行政機能の維持、IV 経済活動の機能維持、V 迅速な復旧・復興の5つを基本方針とする。

第1 災害対策の計画的推進

災害対策は、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階における適切な対応があり、状況に応じて的確かつ計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのため、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図っていくこととする。

1 災害予防段階の対応

災害予防段階の地震・津波に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての充実等、ソフト対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2 災害応急段階の対応

正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。そして、収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無、国籍など被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。

3 災害復旧・復興段階の対応

最優先事項であるライフライン施設等の早期復旧とともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。また、復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

第2 災害対策の推進にあたっての役割分担と相互の連携協力

市、府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他の機関の各防災機関は、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第2節 計画の運用

第1 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、常に図上訓練、実践的訓練等によってこの計画の習熟に努めるとともに、市民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

第2 計画の修正

この計画を、より実態に即したものとするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正する。また、男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や子供、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

なお、防災計画間の必要な調整、府から市に対する助言等を通じて、地域防災計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。

修正の手順については、次のとおりである。

- 1 修正を必要とする関係機関は、修正すべき内容及び資料を市に提出する。
- 2 市は、提出された内容及び資料を取りまとめ、防災計画修正原案を作成する。
- 3 防災会議は、防災計画修正原案を審議する。
- 4 防災計画の修正について府の助言等により「大阪府地域防災計画」との整合性を図る。
- 5 防災会議を開催し、防災計画を修正する。
- 6 災害対策基本法に基づき、府知事に報告するとともに、防災計画修正の要旨を公表する。

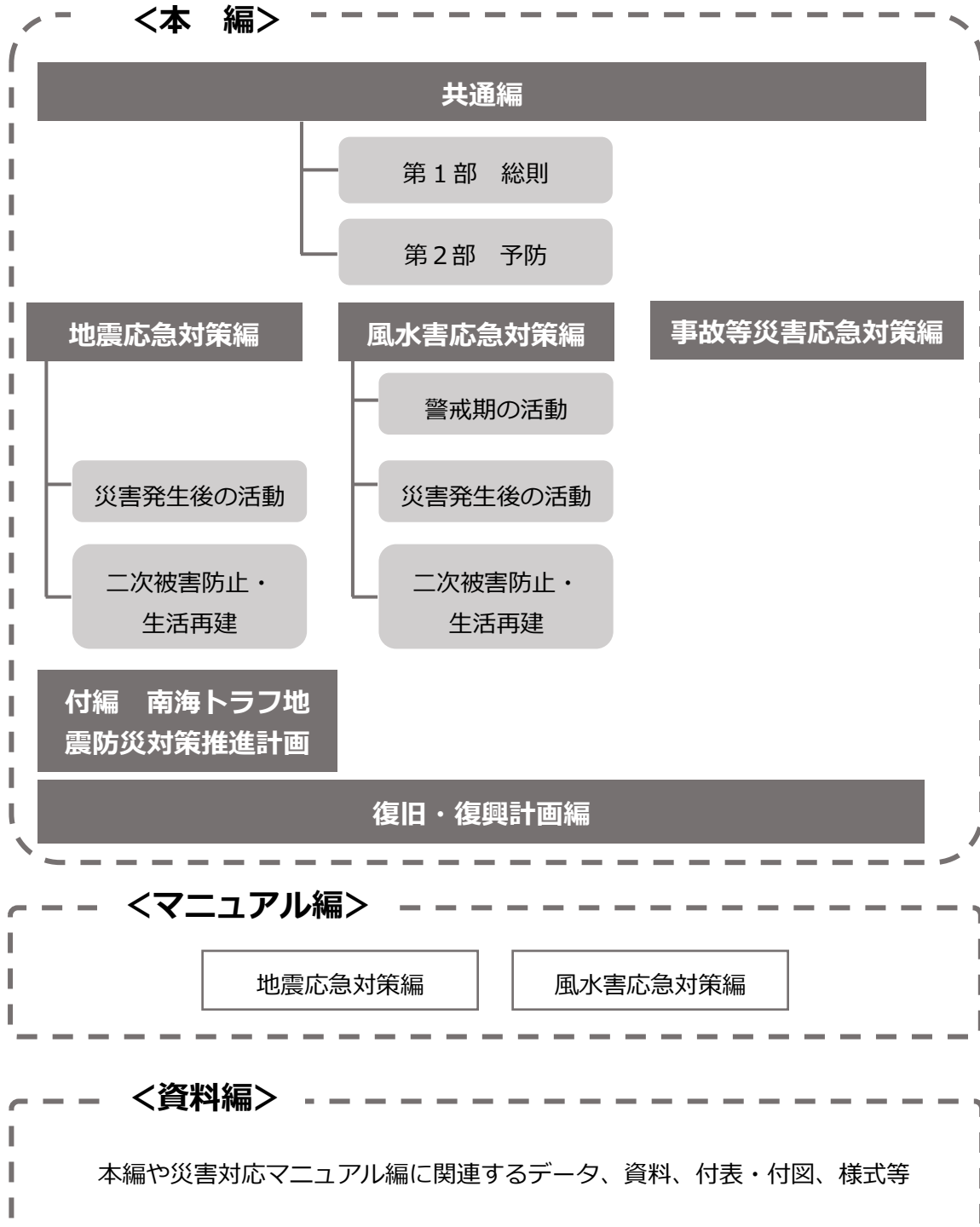
第3 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、市の行政評価の取り組みの中で、常に事務の進捗状況の把握に努める。行政評価の対象になっていない事項についても、可能な限り把握に努める。

第3章 計画の構成

この計画は、「本編」、「災害対応マニュアル編」及び「資料編」で構成する。

なお、「本編」の掲載内容は、災害ごとにできるだけ簡素化し、具体的な活動内容や基準等は、「災害対応マニュアル編」や「資料編」にとりまとめる。



本編

本編は、「共通編」「地震応急対策編」「付編 南海トラフ地震防災対策推進計画」「風水害応急対策編」「事故等災害応急対策編」で構成する。

<共通編>

この計画の基礎や前提となる市及び関係機関の業務大綱や想定される災害等を総則に定める。
また、各種災害に備えるための措置や対策など、予防対策について定める。

<地震応急対策編>

地震災害に対応するため、地震発生直後の人命救助からその後の被災者の生活支援に重点を置き、活動組織や市及び関係機関に求められる活動内容を『初動・応急期の活動』（第2章～第6章）・『二次被害防止・生活再建』（第7～9章）に分け時系列に定める。

<付編 南海トラフ地震防災対策推進計画>

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震については、国による「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が平成14年7月に制定され、平成25年11月の改正により「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」となり、平成25年12月に施行された。

本市は南海トラフ地震が発生した場合の震度が6弱と想定されており、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

このことから、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

<風水害応急対策編>

風水害に対応するため、災害発生前の警戒活動などとともに、対象となる市民への避難情報等の広報、避難誘導、発生直後の人命救助に重点を置き、活動組織や市及び関係機関に求められる活動内容を『警戒期の活動』（第2章）『災害発生後の活動』（第3章～第7章）『二次被害防止・生活再建』（第8～10章）に分け時系列に定める。

<事故等災害応急対策編>

大規模火災、危険物等災害、大規模交通災害、その他突発災害の応急対策について定める。

マニュアル編

通常業務にはない災害時特有の手順、基準等を具体的に定める。

資料編

本編や災害対応マニュアル編に関連するデータ、資料、付表・付図、様式等を記載する。

第4章 市域の概況

第1節 自然的条件

第1 地理的条件

1 位置

市は、府の北部に位置し、南は神崎川を隔てて大阪市に、西は豊中市、北は箕面市、東は茨木市及び摂津市に隣接している。

市は、大阪都心から10km圏に位置し、隣接各市とはJR東海道本線、JRおおさか東線、阪急京都線・千里線、地下鉄御堂筋線（北大阪急行）、大阪モノレールの鉄軌道と国道423号（新御堂筋線）、国道479号（大阪内環状線）、府道大阪中央環状線、府道大阪高槻京都線等の幹線道路で結ばれ至便な交通条件にある。

国土幹線道路として、名神高速道路、中国自動車道、近畿自動車道が通っており、吹田ジャンクションによって連結され、国土軸・大阪都市圏軸それぞれの交通結節点として重要な位置にある。

【吹田市の位置】



【市内の主な交通機関】



2 地 勢

市域北部は、北摂山地を背景に樹枝状浸蝕谷の発達した標高 20mから 116mのなだらかな千里丘陵で、南部は安威川・神崎川・淀川をつくる標高 10mほどの沖積低地によって形成されている。

市域は、東西 6.3 km、南北 9.6 km、面積 36.09 km²となっている。

3 地 形

市の地形は、市域中央部以北の丘陵地、丘陵地南東部の台地、南部の低地に区分される。

丘陵地は、大部分が人工改変地で、全体として南東に向かって低くなる地形を有している。丘陵地のなかで、旧谷部は谷底平野や崖錐が各所にみられ、これらと周辺丘陵斜面を含んで盛土地形が分布する。丘陵部のうち自然地形が残されている箇所は極めて少なく、旧地形の尾根部を中心として切土地形がみられる。丘陵地に残された自然斜面のうち急斜面はごく一部にみられ、市街地に接して細長く帯状に分布する。

台地は、高位・中位・低位に大きく 3 区分され、高位段丘は部分的な分布を示している。中位段丘及び低位段丘は、J R 東海道本線に沿って帯状に分布している。

低地は、氾濫平野が広く分布し、神崎川沿いには旧河道が分布し、部分的には自然堤防がみられる。高川の下流部は、天井川であり、また、高川の東側にはごく浅い谷底状の凹地の地形が南北に延びている。

ため池は、丘陵南部の台地との接点付近などで埋め立てられる傾向がみられる。

第2 地盤・地質特性

丘陵部は、大阪層群で構成される。この地層は、大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、地層を形成した地質年代は約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった地層である。

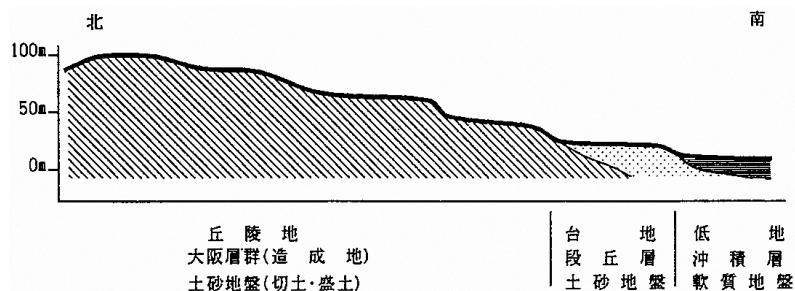
これらは全体としてゆるやかに東に傾斜する地質構造となっている。これらの地層は、半固結状の土砂地盤に該当する。

大阪層群の下には、神戸層群が分布している。この地層は、約 2,000 万年前に堆積し、この地域の基盤を形成する地層で固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などによって構成される。

段丘層は、砂礫層を主体とする未固結であるがよく締まった地層であり、地形の台地に相当する土砂地盤である。

沖積層は、泥・砂などでできている軟弱な地層で、低地に分布する軟弱地盤に該当し、旧河道などの地域では砂質土が多い。その層厚は、厚いところで 10 数mであり、北に向かって層厚が漸減する地質構造となっている。

【地形・地盤地質概念断面図】



第3 気 候

市の気候は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成28年（2016年）～令和2年（2020年））の気象をみると、平均気温17.5℃（最高42.9℃、最低-4.3℃）、平均湿度63.2%、平均風速1.9m/s、平均降水量1,292.2mmである。（観測地点：西消防署 出典：吹田市統計書（R2））

第2節 社会的条件

第1 人 口

市の人口は、令和2年（2020年）の調査では人口375,522人、世帯数175,466世帯で一世帯当たり2.1人、人口密度は10,405人/k㎡である。

昭和15年（1940年）市制施行当時には約66,000人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、特に千里ニュータウンの建設によって加速され、昭和35年（1960年）から昭和50年（1975年）の15年間で2.58倍になった。

その後、昭和62年（1987年）をピークに少しずつ減少し続けたが、平成7年（1995年）に増加に転じて以降、概ね微増が続いている。

総人口における65歳以上の人口は年々増加し令和2年（2020年）9月末の住民基本台帳人口で23.8%の人口比率（高齢者比率）を占めている。（出典：吹田市統計書（R2））

第2 土地利用現況

市の土地利用は、昭和36年（1961年）当時では市街地が市域の24%、農地・山林が70%と田園都市型の土地利用がなされていた。その後の社会経済情勢の変遷とともに市街地面積は大幅に増加し、特に千里ニュータウンの建設や万国博覧会の開催、土地区画整理事業等による都市基盤の整備充実は、市街地拡大の大きな要因となった。

令和2（2020年）の調査では、令和2年（2020年）10月1日現在、市域面積36.09k㎡のうち市街地が65.0%、普通緑地が19.9%、農地が1.6%、山林・水面・道路・鉄道などが13.5%になっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

第5章 災害の想定

第1節 想定災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地盤・地質特性、気候等の自然的条件に加え、人口、土地利用等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市域において発生するおそれがある災害を想定した。

また、以下の各災害が複合的に発生する（同時又は、連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる）可能性を考慮するものとする。

第1 地震災害

地震災害として、海溝型地震及び活断層による内陸型地震を想定した。

- 1 海溝型地震（南海トラフ）
- 2 内陸型地震（上町断層帯）

第2 風水害

風水害として、大雨及び暴風による災害を想定した。

- 1 大雨による災害
- 2 暴風による災害

第3 事故等災害

事故等災害として、大規模火災及びその他災害を想定した。

- 1 大規模火災
- 2 その他災害
 - (1) 危険物等災害
 - (2) 大規模交通災害
 - (3) その他突発災害

第2節 地震被害の想定

地震被害想定を行った南海トラフ、上町断層帯、有馬高槻断層帯、生駒断層帯を震源とする地震の中で被害が最も大きいのは、上町断層帯を震源とする地震であり、次いで南海トラフ地震である。その想定結果は、次のとおりである。

想定地震		市の被害想定		府の被害想定			
		南海トラフ	上町断層帯	南海トラフ	上町断層帯		
地震規模 (マグニチュード)		8.4	7.5	9.0～9.1	7.5～7.8		
手法	地盤	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分(前回より280本追加)	ボーリングデータを基に、250mメッシュ毎に地盤種を区分	500mメッシュで地盤種を区分		
	震度予測	震源からの距離をもとに地盤基盤上での入力加速度をメッシュ毎に計算し、震度を算出	市に一番影響が大きい震源モデルを想定し、また断層については実際の破壊過程を考慮したものとした上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	内閣府公表の内、府に一番影響が大きい震源モデルを想定した上でメッシュ毎に計算し、震度を算出	想定断層の選択、多数のシナリオによる予測、府域対象シナリオの詳細予測の3段階で計算し、メッシュ毎に震度を計算		
	建物被害	建物応答計算を行い、建物の変量で被害を想定。兵庫県南部地震における再現も検証	阪神大震災の構造別、年代別の被害率と地震動により、町丁別に被害を算出。	建築年、木造・非木造の区分毎に計測震度、液状化等との関係から算出	兵庫県南部地震時の地震動と建物被害率の関係式等により算定		
震度		5弱～5強	6弱～7	6弱	6弱～7		
被害	建物被害	全壊	全壊数	262棟	28,353棟	767棟	12,876棟
			全壊率	0.5%	40.9%	1.1%	25.3%
		半壊	半壊数	398棟	14,737棟	5,345棟	10,224棟
			半壊率	0.7%	21.3%	7.4%	20.1%
	火災	炎上出火件数	-	49件	10件 (全出火)	12(24)件	
		焼失棟数	-	6,499棟 (焼失率:9.4%)	3棟	-	
	人的被害	死者数	-	1,364人 (総人口比:0.4%)	16人	459人	
		負傷者数	-	4,628人 (総人口比:1.3%)	749人	5,021人	
		り災者数	-	179,779人 (総人口比:50.4%)	-	145,252人	
		避難所生活者数	-	52,134人 (総人口比:14.6%)	22,313人(1週間後)	42,124人	
	ライフライン被害	上水道	-	ほぼ全域で断水が想定される。	水道断水率 91.9%	水道断水 26.9万人	
		ガス	-	全域で供給停止が想定される。	ガス供給停止 547戸	ガス供給停止 157,000戸	
		電力	-	全域で停電が想定される。	停電率 49.0%	停電件数 151,680戸	
		通信	-	建物の倒壊及び焼失被害が著しい地域を中心に、回線の切断による被害が想定される。また、市全域で輻輳による通話支障が生じるものと想定される。	固定電話不通率 30.5% 携帯電話停波率 28.7%	電話不通 67,136加入者	

- 注) ・市の被害想定は、上町断層帯は平成 25 年 3 月調査、南海トラフは平成 9 年 3 月調査による。
- ・府の被害想定は、上町断層帯は平成 19 年 3 月調査、南海トラフは平成 26 年 1 月調査による。
 - ・市の建物存在棟数（市による被害想定：69,280 棟（上町断層帯）、府による被害想定：72,202 棟（南海トラフ））
 - ・炎上出火件数（市による被害想定：地震発生から 24 時間の合計値。一般火気器具、危険物施設、化学薬品からの出火件数の合計、府による被害想定：出火件数は夕刻発生の地震後 1 時間の件数（ ）は 1 日の件数死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1% 風速）によるものの合計）
 - ・市における焼失棟数は、全壊・半壊との重複を除く。
 - ・市の総人口（市による被害想定：356,897 人（平成 24 年 11 月末調査）、府による被害想定：355,799 人（平成 25 年））

1 想定結果の相違の理由

(1) 上町断層帯地震

上町断層帯地震についての市による被害想定、府による被害想定の結果の相違は、概ね次の条件の相違に起因するものと考えられる。

- ア 計算上の破壊開始点の違い
- イ 採用しているボーリングデータの違い
- ウ 評価（計算）単位（メッシュ）の違い
- エ 基礎データ（建物棟数、人口等）の違い

(2) 南海トラフ地震

南海トラフを震源とする地震についての結果の相違は、東日本大地震を受け、国、府が最大級の想定を行った結果と考えられる。

2 府の地震被害想定結果への対応

本市に最も大きな被害をもたらす上町断層帯を震源とする地震における建物被害、火災、人的被害については、府による想定よりも本市による想定の方が概ね大きい。このため、市地域防災計画においては、府による想定結果にも対応できるものとする。

第3節 風水害の想定

風水害の原因となるものは、大雨、暴風等が考えられ、想定される主な災害は次のとおりである。

第1 大雨による災害

1 河川の氾濫による浸水

河川名	災害の想定
(1) 淀川	<p>○国の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間水防区域である。</p> <p>○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは淀川洪水予報が発表される。</p> <p>○淀川洪水浸水想定区域は、過去に淀川水系において、甚大な被害を与えた昭和28年9月洪水時の2日間総雨量（淀川流域平均約250mm）の2倍の雨量による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。</p>
(2) 神崎川	<p>○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。</p> <p>○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。</p> <p>○神崎川洪水浸水想定区域は、神崎川水系のダムの整備状況を勘案して、概ね150年に1回程度起こる大雨（神崎川流域の日総雨量250mm）による外水氾濫の想定で、市の南西部の広範囲に5m以下の浸水が予想されている。</p>
(3) 安威川	<p>○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、全区間が水防区域である。</p> <p>○洪水予報河川にも指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、洪水による被害のおそれがあるときは神崎川・安威川洪水予報が発表される。</p> <p>○安威川洪水浸水想定区域は、概ね100年に1回程度起こる大雨（安威川流域の日総雨量247mm）による外水氾濫の想定で、JR線の南東側の広範囲に2m以下の浸水が予想されている。</p>
(4) 高川、山田川	<p>○府の管理河川で、水防警報河川に指定され、ほぼ全区間が水防区域である。</p> <p>○水位周知河川に指定され、洪水浸水想定区域が指定されるとともに、避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）※が設定されている。</p> <p>○河川水位が避難判断水位、及び氾濫危険水位に達した場合は、本市及び量水標管理者に通知されるとともに、報道機関等を通じて住民等にその旨が水位を示して周知される。</p>

河川名	災害の想定
	<p>○本市は避難判断水位、及び氾濫危険水位に到達した旨の情報等の伝達方法を住民に周知させる措置を講ずる。</p> <p>○高川の洪水浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約 1.5km の範囲に 2 m以下の浸水が予想されている。</p> <p>○山田川の洪水浸水想定区域は、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨（1 時間雨量 85.7mm）による外水氾濫の想定で、河道から約 0.5km の範囲（市域は一部地域）に 1 m以下の浸水が予想されている。</p> <p>※：本地域防災計画において「氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）」は「氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位）」を示す。</p>
(5) 糸田川、	○府の管理河川で、全区間水防区域である。
上の川、	○各河川とも府洪水リスク表示図が公表されており、1 時間に最大約
正雀川、	80mm（概ね 100 年に 1 回程度）の大雨による外水氾濫の想定で、糸田
三条川、	川は、河道から約 0.5km の範囲に 0.5m以下の浸水が予想されており、
新大正川	上の川は、河道から約 0.5km の範囲に 1 m以下の浸水が予想されている。
	○正雀川、三条川、新大正川では、浸水なしと想定されている。

2 想定される洪水による被害

先に示した河川による被害によって吹田市全域においては、下表の通り被害が想定される。

下表からも分かる通り、吹田市においては、神崎川の洪水による被害が最も多く、避難が必要となる人が 3,344 人、要避難戸数が 1,855 戸となることが予測される。

河川名	要避難戸数	要避難人口（推計）
淀川	70	124
神崎川	1,855	3,344
安威川	1,103	2,119
高川	839	1,411
糸田川	1,382	2,477
上の川	31	63

3 ため池の破堤等

市域の全ため池について災害が想定されるが、府により、公共上及ぼす影響の程度を考慮して水防ため池が3箇所定められている。

- (1) 釈迦ヶ池 吹田市岸部北4丁目
- (2) 今池（馬池） 吹田市原町2丁目 3030-1
- (3) 王子池 吹田市山田西4丁目 478

4 土砂災害

府によって「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が指定されている。（資料編資料集参照）

第2 暴風による災害

暴風による家屋の倒壊の想定は困難なため、台風の際は、その進路・強度等の気象情報の収集に努め、状況に応じて、木造家屋の住民を堅牢建築物へ避難させる等の対策を講ずる。

第6章 市・関係機関の業務大綱

市及び関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図るために相互に連携・協力し、次に掲げる事務又は業務を総合的かつ計画的に実施することによって、災害に対する危機管理機能の向上に努める。

第1節 地方公共団体の業務

第1 吹田市

市は、防災の第一次的責任者として指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防機関の整備、公共的団体及び自主防災組織の充実並びに住民の自発的な防災活動の推進等、地域防災力の充実強化に努める。

さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

市の業務大綱は、以下のとおりである。

1 吹田市

- (1) 市の防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (2) 市の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関すること。
- (3) 緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
- (4) 消防活動及び水防活動の実施に関すること。
- (5) 防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 市民の防災活動の促進に関すること。
- (7) 市等が実施する災害時の医療救護活動、保健衛生活動等の支援・指導に関すること。
- (8) 災害時の医療情報の把握、連絡及び広報並びに医療提供体制に関すること。

第2 大阪府

1 茨木土木事務所

- (1) 府の所管する道路管理施設、河川管理施設等の防災対策及び復旧に関すること。
- (2) 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。
- (3) 災害予防、災害応急対策等に関し、市が実施する業務の連絡調整に関すること。

2 西大阪治水事務所

- (1) 府の所管する河川施設の防災対策及び復旧に関すること。
- (2) 水防活動及び水防予警報等の伝達に関すること。

3 北部農と緑の総合事務所

- (1) 用水路、ため池の防災対策の指導に関すること。

第3 大阪府警察（吹田警察署）

- (1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (2) 交通規制・管制に関すること。
- (3) 災害資機材の整備に関すること。
- (4) 被災者の救出救護及び避難指示に関すること。
- (5) 犯罪の予防・取締り・その他治安維持に関すること。
- (6) 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。

第2節 指定地方行政機関、指定公共機関等の業務

第1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 近畿農政局（大阪農政事務所）

- (1) 応急食糧（米穀）等の備蓄に関すること。
- (2) 災害発生時における主要食糧の供給に関すること。

2 大阪航空局

- (1) 指定地域上空の飛行規制及び周知徹底に関すること。
- (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。
- (3) 災害発生時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- (4) 遭難航空機捜索・救助活動に関すること。

3 大阪管区気象台

- (1) 観測施設等の整備に関すること。
- (2) 防災気象知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること。

4 近畿地方整備局

- (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること。
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。
- (3) 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。
- (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。
- (6) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること。
- (7) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
- (8) 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。

第2 陸上自衛隊第3師団

陸上自衛隊第3師団は、他の関係機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 第36普通科連隊

- (1)地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。
- (2)災害派遣に関すること。

第3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び府の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

1 日本郵便株式会社近畿支社（吹田市内郵便局38局）

- (1)災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。
- (2)災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。
- (3)災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。

2 西日本電信電話株式会社（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（西日本営業本部）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）

- (1)電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2)応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3)気象警報の伝達に関すること。
- (4)災害発生時における重要通信に関すること。
- (5)災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6)被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言ダイヤル」の提供に関すること。

3 日本赤十字社（大阪府支部吹田地区）

- (1)災害医療体制の整備に関すること。
- (2)災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること。
- (3)災害発生時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- (4)義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- (5)避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること。
- (6)救助物資の備蓄に関すること。

4 日本放送協会（大阪放送局）

- (1)防災知識の普及等に関すること。
- (2)災害発生時における放送の確保対策に関すること。
- (3)緊急放送・広報体制の整備に関すること。
- (4)気象予警報等の放送周知に関すること。
- (5)避難所等への受信機の貸与に関すること。
- (6)社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- (7)災害発生時における広報に関すること。
- (8)災害発生時における放送の確保に関すること。
- (9)災害発生時における安否情報の提供に関すること。

5 西日本高速道路株式会社（関西支社）

- (1)管理道路の整備と防災管理に関すること。
- (2)道路施設の応急点検体制の整備に関すること。
- (3)災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- (4)被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社

- (1)電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- (2)応急復旧用通信施設の整備に関すること。
- (3)津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- (4)災害時における重要通信確保に関すること。
- (5)災害関係電報・電話料金の減免に関すること。
- (6)被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること。
- (7)「災害用伝言板サービス」の提供に関すること。

7 西日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社（吹田保線区、吹田駅、岸辺駅、南吹田駅、吹田貨物ターミナル駅）

- (1)鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2)輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3)災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4)災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- (5)災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (6)被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

8 大阪ガスネットワーク株式会社（北東部事業部）

- (1)ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)災害発生時におけるガスによる二次災害防止に関すること。
- (3)災害発生時におけるガスの供給確保に関すること。
- (4)被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

9 日本通運株式会社（大阪支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1)緊急輸送体制の整備に関すること。
- (2)災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

10 関西電力送配電株式会社（大阪北電力本部北摂配電営業所）

- (1)電力施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。
- (3)災害時における電力の供給確保に関すること。
- (4)被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

11 出光興産株式会社、太陽石油株式会社、昭和シェル石油株式会社、コスモ石油株式会社、ENEOS 株式会社

- (1)石油供給に係る災害予防、応急対策および復旧に関すること。

12 一般社団法人全国建設業協会

- (1)被害情報の収集・伝達に係る業務、公共施設の応急対策業務への協力など災害対応活動に関すること。

13 一般社団法人日本建設業連合会

- (1)災害対策用資機材の確保と備蓄に関すること。
- (2)被災者の救護と安全確保、被災構造物・施設の応急復旧、必要資機材の調達・運搬等の応急対策に関すること。

14 各地方鉄道、各乗合旅客自動車運送事業者（阪急電鉄株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社、阪急バス株式会社、京阪バス株式会社）

- (1)鉄道施設の防災管理に関すること。
- (2)輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- (3)災害発生時における緊急輸送体制の整備に関すること。
- (4)災害発生時における鉄道通信施設の利用に関すること。
- (5)被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

1 5 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）

- (1)防災知識の普及等に関する事。
- (2)災害時における広報に関する事。
- (3)緊急放送・広報体制の整備に関する事。
- (4)気象予警報等の放送周知に関する事。
- (5)社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事。
- (6)被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

1 6 淀川右岸水防事務組合

- (1)水防団員の教育及び訓練に関する事。
- (2)水防資機材の整備、備蓄に関する事。
- (3)水防活動の実施に関する事。

1 7 公益財団法人大阪府消防協会

- (1)防火・防災思想の普及に関する事。
- (2)消防団員の教養・訓練及び教育に関する事。

1 8 一般社団法人大阪府トラック協会

- (1)緊急輸送体制の整備に関する事。
- (2)災害時における緊急物資輸送の協力に関する事。
- (3)復旧資機材等の輸送協力に関する事。

第4 公共的団体その他の機関

公共的団体その他の機関は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には市及び関係機関と相互に協力し、応急対策活動を実施する。

1 地方独立行政法人市立吹田市民病院

- (1)災害医療活動等の調整に関すること。
- (2)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (3)負傷者に対する医療活動に関すること。

2 一般社団法人吹田市医師会

- (1)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2)負傷者に対する医療活動に関すること。

3 一般社団法人吹田市歯科医師会

- (1)災害時における医療救護の活動に関すること。
- (2)負傷者に対する歯科保健医療活動に関すること。

4 一般社団法人吹田市薬剤師会

- (1)災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。
- (2)医薬品の確保及び供給に関すること。

5 吹田市社会福祉協議会

- (1)要配慮者対策に関すること。
- (2)福祉活動に関すること。
- (3)ボランティアの受入れ、人材の育成に関すること。

6 株式会社ジェイコムウエスト北大阪局・千里ニュータウンFM放送株式会社

- (1)防災知識の普及等に関すること。
- (2)災害情報の放送等に関すること。
- (3)被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

7 神安土地改良区、吹田土地改良区、釈迦ヶ池土地改良区

- (1)ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。
- (2)農地及び農業用施設の被害調査に関すること。
- (3)湛水防除活動に関すること。
- (4)被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。

8 北大阪農業協同組合

- (1)農業施設の応急対策の指導に関すること。
- (2)農業関係者の復興支援に関すること。

9 学校法人 関西大学

- (1)臨時の避難所及び支援拠点等として必要な物資、資機材等の提供に関すること。
- (2)地域の要配慮者への支援に関すること。

10 学校法人 大和大学（西大和学園）

- (1)臨時の避難所及び要配慮者の支援拠点等としての施設提供に関すること。
- (2)避難所及び福祉避難所への医療福祉チームの派遣に関すること。

11 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

- (1)災害に対する子ども支援の予防活動に関すること。
- (2)災害発生時の子ども支援の活動に関すること。

第7章 市民・事業者の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

市民及び事業者は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを進めるとともに、多様な機関と連携・協力して様々な防災活動に取り組み、地域防災力の向上に努めなければならない。

第1節 市民の役割

市民は、「自らの命は自らで守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければならない。また、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めなければならない。

1 自己管理・自己防衛

市民は、日頃から災害等の知識の習得に努めるとともに、災害発生に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等を自ら実施し、被害の軽減に努める。

(1) 災害等の知識の習得

- ア 防災訓練や防災講習等への参加
- イ 地域の地形、危険場所等の確認
- ウ 過去の災害から得られた教訓の伝承

(2) 災害への備え

- ア 家屋等の耐震化・適正管理、家具等の転倒・落下防止
- イ 避難場所、避難経路の確認
- ウ 家族との安否確認方法の確認
- エ 最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等の備蓄
- オ 災害時に必要な情報の入手方法の確認

2 地域への協力

地域住民が協力して初期消火、近隣の負傷者・災害時における要配慮者への援助、避難所の自主的運営等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の結成に努める。

- (1) 地域の防災活動等への積極的な参加
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 避難行動要支援者への支援
- (4) 地域住民による避難所の自主的運営
- (5) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力する。

第2節 事業者の役割

事業者は、自助、共助の理念のもと、災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するように努めなければならない。

また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

1 災害等の知識の習得

- (1) 従業員に対する防災教育、防災訓練の実施
- (2) 地域の地形、危険場所等の確認

2 災害への備え

- (1) 事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等の整備
- (2) 事業所等の耐震化・適正管理、設備等の転倒・落下防止
- (3) 避難場所、避難経路の確認
- (4) 従業員及び利用者等の安全確保
- (5) 従業員の安否確認方法の確認
- (6) 最低3日分、推奨1週間分の生活必需品等の備蓄

3 出勤及び帰宅困難者への対応

- (1) 発災時のむやみな移動開始の抑制
- (2) 出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力
- (3) 外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄
- (4) 災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認

4 地域防災活動への協力等

- (1) 地域の防災活動等への積極的な協力・参画
- (2) 初期消火、救出救護活動への協力
- (3) 国、府、市が実施する防災・減災対策への協力

第3節 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、府、市、周辺市町村、市民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

第8章 防災に関する組織

■ 吹田市防災会議（会長：市長）

吹田市防災会議は、吹田市地域防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、市長の諮問に応じ、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べるための組織とする。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画・子供の支援など多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

（1）防災会議の構成員

防災会議の構成員は、吹田市防災会議条例に基づき次の通りである。

職名	構成員
会長	市長
委員	(1) 大阪府知事はその部内の職員のうちから指名する者 (2) 吹田警察署長又はその指名する職員 (3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 (4) 市の教育委員会の教育長 (5) 市の消防長及び消防団長 (6) 市指定公共機関の職員のうちから市長が任命する者 (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

（2）会議の庶務

会議の庶務は、総務部が行う。

■ 吹田市防災対策推進会議（議長：市長）

吹田市防災対策推進会議は日頃から総合的かつ計画的に防災対策を推進するための組織とする。

なお、必要に応じて、各室課の意見調整を行うため、防災対策推進会議開催前に防災対策推進会議準備会を組織することができる。

（１）防災対策推進会議の構成員（議長：市長）

防災対策推進会議の構成員は、次のとおりとする。

職 名	構 成 員
議 長	市長
副 議 長	副市長
委 員	水道事業管理者、教育長、危機管理監、各部（局）長
防災関係機関	必要に応じて、吹田市防災会議条例第3条第5項の第1号委員、第2号委員、第5号委員（消防長を除く。）及び第6号委員に出席を求める。

（２）事務局

事務局は、総務部が行う。

第2部 予防

第1章 自助・共助

『地域防災行動力の向上（地域防災を担う人づくり）』

第1節 防災意識の高揚

防災知識の普及啓発、防災教育の実施等によって市民及び事業所の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。

これらの実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の子供や女性のニーズなど、多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

市民及び事業所が、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害発生時においては自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や訓練を実施する。

特に、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、市民の理解と協力を得よう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

併せて災害発生後に、指定避難場所や仮設住宅、ボランティアの活動場所などにおいて、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

《実施担当》

総務部、消防本部

1 市民

大規模災害発生時における生活行動基準、各家庭における対応の指針、災害危険箇所の分布等を内容とする防災ブック等の配布・更新、自主防災組織等との意見交換会の開催、防災訓練の実施等によって、防災に関する知識の普及を図り、市民の防災意識の高揚に努める。その際、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

また、自治会、消防団、ボランティア等などの団体を通じて正しい避難行動や応急手当の方法、地域の状況を記した「マイ防災マップ」の作成など、知識の普及、啓発に努める。

さらに、以上のような防災情報のホームページ、公共施設等への掲示、広報誌や放送メディアでの

定期的な紹介、また、それらの情報の認知度の定期調査等により、情報の継続的な提供と普及に努める。

外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に対しては、外国版、点字版のパンフレットの作成やビデオへの字幕・手話通訳の挿入等、多様できめ細かな啓発に努める。

普及啓発の主な内容は次のものが考えられる。

(1) 災害の知識

- ア 災害の態様や危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制及び講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアスなどを克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取る
- カ 地域社会への貢献
- キ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 1週間分以上の飲料水、食料及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 自動車等へのこまめな満タン給油等
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
- オ 家具・什器類の固定、家屋・設備・塀・擁壁の安全対策
- カ 避難地、避難路、避難所（指定緊急避難場所、指定避難所）並びに安全な親戚・知人宅・ホテルなどの避難場所、及び家族との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認
- キ 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修、コンクリートブロック塀等倒壊の危険がないか、所有者による維持保全の必要性
- ク 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加
- ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性
- コ 警報等発表時や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報の発令時にとるべき行動
- サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難地や避難所での行動

(3) 災害時の行動

- ア 身の安全の確保方法
- イ 初期消火、救出救護活動
- ウ 心肺蘇生法、応急手当の方法
- エ 情報の入手方法
- オ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味
- カ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動
- キ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項
- ク 災害時における要配慮者への支援
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- サ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- シ 避難行動要支援者への支援
- ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から、物資の買い占めの自粛などの協力要請があった場合の協力
- セ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難できるだけ行動
- ソ 家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

2 事業者

大規模災害時における行動や地域との連携、災害発生時の対応方法について、従業員の防災意識が高揚されるよう、事業所単位での事業継続計画（BCP）の策定や非常時マニュアル等を整備する。

第2 防災教育の実施

防災意識の高揚を図るため、学校や社会において防災教育を実施する。

《実施担当》

教育委員会、児童部、総務部、消防本部

1 学校教育

防災の手引を作成し、園児・児童・生徒の安全確保に万全を期するとともに、園児・児童・生徒に対する防災教育の実施とその充実を図る。

防災ブックや洪水ハザードマップを教材とした総合学習、防災関係者や災害体験者による講座や体験的・実践的な防災教育等を検討する。

市及び府は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

市と学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

教育の主な内容は次のものが考えられる。

- (1) 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- (2) 災害等についての知識
- (3) ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

2 社会教育

生涯学習活動などにおいて、防災教育の実施とその充実を図る。

現在、市出前講座において、各種防災・安全メニューの内容を実施している。

第2節 自主防災体制の整備

市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割をふまえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 自主防災組織の育成

自治会等の住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。

《実施担当》

総務部、市民部

1 自主防災組織の結成促進

市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織の必要性を啓発し、連合自治会や単一自治会等を単位として自主防災組織の結成を促進する。その際、組織のリーダーを育成する講習会を開催するとともに女性の参画の促進に努める。

2 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な活動費や資機材等の支援、技術的指導に努める。

(1) 資機材等の支援

自主防災組織の活動に必要な活動費や資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等を実施し、防災活動の技術的指導、助言に努める。

3 自主防災組織の活動内容

自主防災組織が行う活動の内容は、次のとおりである。

(1) 平常時の活動

ア 防災に対する心構えの普及啓発

イ 災害発生への備え（要配慮者の把握、避難地・避難路・避難所の把握とそれらを記した「マイ防災マップ」の作成、防災用資機材や備蓄品の管理など）

ウ 災害発生時の活動の知識の習得（情報伝達・避難・消火・応急手当・炊き出し訓練など）

エ 復旧・復興に関する知識の習得

(2) 災害時の活動

ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難経路の安全確認、要配慮者への援助など）

イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

ウ 出火防止・初期消火（消火器や可搬式小型動力ポンプによる消火など）

エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報の市民への周知など）

オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配など）

4 各種組織の活用

家庭防火クラブ、幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、自主防犯組織、赤十字奉仕団等の公共的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

5 地域コミュニティの活性化

高齢者や障がい者、女性、中高生をはじめとする子供世代等の地域活動への参画、地域で活動するボランティアのネットワーク化等によるコミュニティの再生や、地域住民と一体となって少子高齢化に合わせた地域活動に取り組むための新たな仕組みづくりを行うなど、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努める。

6 自主防災活動の有効性に関する普及啓発

- (1) 人命救助や避難誘導に際しては、発災直後に自治会等による家屋の被災状況や住民の安否確認に加え、普段からの住民相互の情報共有が有効であることを周知する。
- (2) 各家庭の物資を持ち寄って行われる炊き出しや避難所運営における住民参加等、地域の共助の取り組みを紹介する。

第2 事業者による自主防災体制の整備

事業者に対しては、従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から自主防災体制を整備するよう啓発する。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

《実施担当》

総務部、都市魅力部、消防本部、大阪府

1 啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の作成
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常時マニュアル等の整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資、資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動・知識の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、避難誘導、要配慮者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式小型動力ポンプによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内での被害情報の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

府及び経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

3 企業防災の推進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

(1) 事業者

ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう、努める。

イ 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーン（供給連鎖）の寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーン（供給連鎖）を通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

- ・ 防災体制の整備
- ・ 従業員の安否確認体制の整備
- ・ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備
- ・ 防災訓練
- ・ 事業所の耐震化
- ・ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保
- ・ 予想被害からの復旧計画の策定
- ・ 各計画の点検・見直し
- ・ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ・ 取引先とのサプライチェーン（供給連鎖）の確保

ウ その他

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業

は、府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

また、事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図る。

さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2) 重要施設及び災害応急対策に係る期間

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる再生可能エネルギー等の導入を含めた非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(3) 市及び府

市及び府は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。

なお、市は、商工会議所と連携し、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 防災訓練の実施

地域における防災力の向上を図るため、防災訓練や避難訓練を実施し、市民及び事業所の自主防災力の向上に努める。

《実施担当》

総務部、消防本部、自主防災組織

1 市 民

- (1) 地域ごとに防災訓練を行い、初期消火、避難誘導、救助・救護活動等の地域における自主防災力の向上に努める。
- (2) 避難訓練の実施に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等いわゆる要配慮者の保護に配慮した訓練を実施する。
- (3) 洪水及び土砂災害の避難訓練の実施に際しては、自主防災組織等において、避難情報の収集・伝達、氾濫前の円滑な避難活動を検証する。
 - ア 就寝中や外出中の場合等も想定して、自主防災組織等を通じて確実に住民に避難情報を伝達する系統等を確認する。
 - イ 避難所まで実際に歩いてみて、現地で確認した危険箇所や注意点等を吹田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）に記述するよう指導する。特に、JR線の南側の地区では、北側に避難する経路が、数少ない地下道等に限られるため、早めの避難行動と地下道等での混雑・混乱の防止策を検討する。
 - ウ 現状、洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足しており、その他に利用可能な洪水時避難所を指定しているため、洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所とその他の利用可能な洪水時避難所の利用について、要配慮者に配慮した体制を自主防災組織等で検討する。

2 事業所

事業所ごとの定例的な防災訓練を推進するとともに、避難誘導、救護活動等の地域と密着した自主防災力の向上に努める。

第4 救助・初期消火活動の支援

災害発生時の救助活動に活用できるよう、小学校、中学校、消防団詰所、交番等に配置した救助用資機材の拡充を図るとともに、他の公共施設についても整備を検討する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

《実施担当》

総務部、消防本部

第5 地区防災計画の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、子供、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、市地域防災計画に定める地域防災力の充実強化に関する事項の実施に努めることとし、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図るとともに訓練などにより両計画の一体的な運用を図るよう努める。

《実施担当》

関係各部（局）、地区居住者等

『地域と連携した仕組みづくり』

第3節 ボランティア活動環境の整備

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域で長期的に関わり、物質的な支援だけでなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に連携して、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。

第1 受入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時からボランティア活動推進機関等と担当者同士の交流のための場づくりを行うなどの連携を図り、受入れ体制の整備に努める。

《実施担当》

総務部、福祉部、吹田市社会福祉協議会

1 受入れ窓口の整備

(1) 一般ボランティア

災害発生時にボランティア活動を行おうとする一般ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から吹田市社会福祉協議会と連絡調整を行う。

また、市内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

(2) 府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」登録しているボランティア

災害発生時に府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録しているボランティア団体（登録ボランティア団体）に協力要請を行う際の、受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、平常時から府と連絡調整を行う。

2 事前登録への協力

吹田市社会福祉協議会と連携のもと、災害発生時に一般ボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、府が行う事前登録に関する協力に努める。

第2 人材の育成

ボランティア活動を行う人材を育成するため、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、リーダーやコーディネーターの養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

《実施担当》

福祉部、吹田市社会福祉協議会

1 人材の育成

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、吹田市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、ボランティア活動のリーダーの養成、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事を通じ、ボランティア活動に対する市民の意識の高揚等を図る。

第3 活動支援体制の整備

災害発生時に迅速なボランティア活動が行えるよう、吹田市社会福祉協議会と連携・協力し、活動拠点、必要な資機材の提供など、ボランティアが活動しやすい環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネートに努める。

《実施担当》

福祉部、吹田市社会福祉協議会

第4節 要配慮者対策

災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとることが困難であり、又は避難施設での生活において他者の配慮を必要とする、高齢者、障がい者、難病者、妊産婦、乳幼児、未就学児及び外国人等の要配慮者への対策を推進する。

《実施担当》

総務部、市民部、都市魅力部、児童部、福祉部、健康医療部、都市計画部、学校教育部、
消防本部

第1 要配慮者の安全確保

地域や近隣住民による自助・互助を基本として、要配慮者の災害時の安全確認（被災状況の把握等を含む。）、情報伝達、避難、生活支援体制等を円滑に行うなど、地域の実情に応じた安全の確保対策を推進するとともに、避難所の整備や移送体制の整備を進める。

1 防災啓発

広報等によって要配慮者本人及び家族、地域住民等に対する啓発を行う。

(1) 要配慮者及びその家族に対する啓発

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日頃から努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(2) 地域住民等に対する啓発

- ア 自主防災組織等において、地域内の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

2 防災情報の提供及び伝達手段の整備

災害発生時の自主避難の呼び掛けや避難情報等の提供にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等にも分かりやすい言葉や表現を使用する。

障がいの種別や程度によって、適切な伝達手段が異なることを考慮するなど、要配慮者への情報提供に配慮する。

3 安全機器の普及促進

災害発生時に、要配慮者への防火指導とあわせて、家具転倒防止器具、簡易型の警報設備やスプリンクラー設備等安全機器の普及促進に努める。

4 避難対策

避難所において要配慮者の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な要配慮者を社会福祉施設等へ移送する体制についても整備に努める。

(1) 避難所の整備

- ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から吹田市社会福祉協議会等との連携に努める。

ウ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(2) 移送体制の整備

避難所では対応できない人の受入先として、移送可能な社会福祉施設や医療機関を把握し、災害発生時の受入れについて協力体制の整備を進める。

5 福祉サービスの継続と関係機関の連携

福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）との連携体制の確立など福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、「吹田市受援計画」に基づき、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉関係部局や福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。

6 訓練の実施

要配慮者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を確保するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 「吹田市災害時要援護者避難支援プラン」の推進

災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿を活用した避難支援等の体制づくりを推進するため、また、福祉避難所の指定と運営等の体制整備を進めるため、「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」、「災害時要援護者避難支援ハンドブック」に基づき、地域住民や関係組織、関係団体の協力を得ながら、必要な体制整備を推進する。

第3 災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿

要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とし、特に支援を要する者の避難支援等を進めるために災害時要援護者（避難行動要支援者）名簿を作成する。名簿は、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

第4 福祉避難所の整備

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府）」及び「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を基に、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する。

1 福祉避難所の指定

市が所有する福祉施設や民間の社会福祉施設等を対象に、福祉避難所として求められる機能を備

え、利用が可能なものを福祉避難所として指定し、福祉避難所の役割について、平時より住民や職員等への周知を図る。なお、必要に応じてあらかじめ指定避難所として福祉避難所を指定する際に受入対象者を特定して公示する。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、「個別避難計画」などを作成するよう努める。

2 福祉避難所における体制整備

福祉避難所として必要な備蓄品等の整備を進める。また、要配慮者の受入手続、福祉避難所の管理運営方法等についてマニュアルを整備するなど準備を進め、相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保についても検討をすすめる。

また、福祉施設等と本部等との連絡手段の確保や情報伝達ルートの特化を図る。

第5 社会福祉施設等における対策

災害発生時における通入所者の安全確保のため、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講ずる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

この計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。

また、火気については、日頃から安全点検を行う。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

5 応援体制の整備

市営の社会福祉施設は、あらかじめ、被災時における施設利用者支援の確保のため、府内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するように努める。また、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うなど、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第6 外国人に対する支援体制整備

1 情報発信等による支援

市は、府が行う府内在住外国人や来阪外国人旅行者に対する支援に協力する。

また、行政などから提供される災害や生活支援などに関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行うため、府内の災害時外国人支援情報コーディネーターを活用するものとする。

2 避難所における支援

府は、避難所を運営する市が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（O F I X）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの受け入れができるよう府及び大阪府国際交流財団と連携する。

第5節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。

府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、コンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組みを強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。

《実施担当》

総務部、都市魅力部、福祉部、環境部、水道部、大阪府

第1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動

市は、府と連携し、災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始することによる二次災害の発生を防止するため、企業等に対して次の普及啓発を行う。

- (1) むやみに移動を開始することは避ける。
- (2) 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- (3) 企業等の事業所内に滞在するために必要な物資の確保
- (4) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- (5) 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- (6) これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者等と対策について連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、要配慮者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 徒歩帰宅者への支援

府は、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

1 給油取扱所における帰宅困難者への支援

府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩帰宅者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩帰宅者）に対し、次のような支援を行う。

(1) 飲料水、トイレ等の提供

(2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう府等とも連携する。

第4 徒歩帰宅が困難な人への支援

大規模地震等が発生した場合に、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要がある。このため、市及び府は、関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行う。

事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備等について働きかけを行う。

第6節 広域一時滞在

市が被災した場合、災害の規模、避難者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要と判断した場合、他の都道府県の市町村への受入れについて府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

府は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、市長は他の都道府県から避難者の受入れについて、府より協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、避難者を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた避難者に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

《実施担当》

各施設管理者及び関係各部（局）、大阪府

第7節 広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で避難者の受入れを行う。

原子力災害に係る広域避難ガイドラインに基づき、府はカウンターパートとして、滋賀県からの広域避難の受入れを行うこととし、広域避難が円滑に行われるよう受入体制を整備する。

市は、高島市から 1,925 名（令和 3 年 12 月現在）を受入れる想定とする。

《実施担当》

各施設管理者及び関係各部（局）

詳細は下表のとおり（平成 30 年 4 月現在）

平成 30 年 4 月現在

避難元府県	避難元市町	対象人口 (人)	避難先			
			府県	地域・市町村	受入人数(人)	
滋賀県	長浜市	25,708	大阪府 (19市6町1村)	大阪市	5,710	
				泉北	堺市	5,123
					和泉市	1,105
					高石市	344
					泉大津市	480
					忠岡町	74
				中河内	八尾市	1,752
					東大阪市	3,337
					柏原市	435
				南河内	松原市	853
					藤井寺市	310
					羽曳野市	812
					河内長野市	801
					富田林市	725
					大阪狭山市	386
					太子町	137
					河南町	101
					千早赤阪村	109
				泉南	岸和田市	1,074
					泉佐野市	434
	貝塚市	430				
	泉南市	333				
	阪南市	365				
	熊取町	354				
	田尻町	41				
	岬町	83				
	高島市	28,589	大阪府 (15市3町)	大阪市（再掲）	11,281	
				豊能	豊能町	129
					能勢町	44
					池田市	513
					豊中市	2,088
				三島市	箕面市	999
吹田市					1,925	
高槻市					2,009	
茨木市					1,569	
島本町					199	
北河内				摂津市	571	
				枚方市	2,389	
	守口市	846				
	門真市	639				
	寝屋川市	1,590				
	大東市	952				
四條畷市	361					
交野市	465					
	54,277	小計		54,277		

第2章 公助

『都市の防災機能の強化（強くしなやかな地域づくり）』

第1節 市街地の整備

市及び関係機関は、都市における防災機能を強化し、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、市街地の面的整備や都市基盤施設の防災機能の強化などを推進する。

市は、府が平成28年3月に策定した「大阪府強靱化地域計画」（令和2年3月31日見直し）及び平成28年2月に改訂した「新・大阪府地震防災アクションプラン」（平成31年1月一部修正）を指針として、具体的な都市防災構造化対策を推進するものとする。

また、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難地の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した府が作成した「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、都市防災対策を促進する。

第1 市街地の面的整備

市街地の防災機能を強化するため、防災空間の整備、木造建築物が集積している地域の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部、土木部、下水道部

1 防災空間の整備

避難地・避難路の確保、延焼防止及び円滑な災害応急対策の実施を図るため、府と連携し、道路・緑道、公園・広場、河川、ため池、水路、終末処理場を効果的に整備する。また、農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

(1) 道路・緑道の整備

- ア 道路・緑道は、災害発生時に応急対策活動及び避難を実施するうえで重要であるだけでなく、延焼遮断帯としても重要な機能を有しているため、十三高槻線、豊中岸部線、千里丘朝日が丘線、佐井寺片山高浜線、千里山佐井寺線等の都市計画道路の整備に努めるとともに、既設道路についても有効な幅員等についても検討し、道路のネットワーク化を図る。
- イ 広域避難地等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路又は幅員10m以上の緑道を整備する。
- ウ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）を整備する。

(2) 公園・広場の整備

公園・広場は、災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点として重要な機能を有しているため、その配置や規模等の検討を行いながら整備に努める。

ア 広域避難地となる都市公園の整備

(ア) 広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園（面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地进行を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって概ね面積 10ha 以上となるものを含む。）の整備の促進に努める。ただし、10ha 未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として整備する。

(イ) 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（ア）に該当するものを除く。）に整備する。

イ 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1 ha 以上の都市公園を整備する。

ウ 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

エ その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。また、「災害危険度判定調査」により要整備地区と判定された地区内の街区公園に「街角防災ふれあい広場整備」事業として防災施設を整備する。

(3) 市街地緑化の推進

緑地や並木は、延焼遮断帯として重要な機能を有しているため、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

(4) 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難地等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

2 木造建築物が集積している地域の整備

木造建築物が集積している地域の防災性の向上を図るため、建築物の不燃化・耐震化を促進するとともに、都市基盤施設を総合的に整備し、住宅・住環境の整備を図る。

(1) 不燃化の促進

延焼による建築物の被害の軽減を図るため、都市計画の見直し時期において可能な限り防火・準防火地域について見直しを行い、建築物の不燃化を促進する。

(2) 耐震化の推進

地震による被害の軽減を図るため、本市の耐震改修促進計画により耐震診断及び耐震改修の促進を図り、耐震性が不十分な既存建築物の耐震化を推進する。

(3) 都市基盤施設の整備

避難及び応急対策の円滑な実施を図るため、道路、公園等の都市基盤施設を総合的に整備する。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

都市基盤施設の防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

《実施担当》

土木部、下水道部、ため池管理者

1 道路の防災機能の強化

災害発生時における道路機能を確保するため、応急対策活動及び避難を実施するうえで重要な道路の拡幅、無電柱化、不法占有物件の除去、道路の占用の禁止又は制限に努める。

2 公園の防災機能の強化

災害発生時における避難地及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、利用目的に応じて放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害時用臨時ヘリポート等の整備を推進する。

3 河川の防災機能の強化

災害発生時における水上輸送の手段及び緊急用水の供給源としての機能を確保するため、河川管理者と協力して整備に努める。

4 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

災害発生時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の機能を確保するため、ため池の耐震診断及び耐震改修を推進する。

第3 土木構造物の耐震対策

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川、鉄軌道施設等の構造物について耐震対策を推進する。

《実施担当》

土木部、下水道部、茨木土木事務所、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)、ため池管理者

1 道路の安全確保

特に、市管理の緊急交通路については、耐震診断に基づき補強計画を策定して、耐震性の強化を図る。

また、橋梁、横断歩道橋等の道路施設については、点検マニュアルに基づき定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策を講ずる。

2 河川・水路の安全確保

水路の決壊などによる水害の未然防止を図るため、調査、補強等耐震性の向上に努める。

また、市管理以外の河川・水路については、府等の施設管理者と協力して、耐震性の向上に努める。

3 ため池施設の安全確保

府、市、ため池等管理者は、ため池等農業用施設について、「土地改良施設耐震対策計画(案)」(大

阪府環境農林水産部農政室)に基づき、耐震対策を実施する。

4 鉄軌道施設の安全確保

落橋等による災害の未然防止を図るため、橋梁、高架部、盛土部、トンネル、モノレール等の施設について耐震性の向上に努める。

第4 ライフライン施設の災害対応力の強化

ライフラインに関わる事業者は、災害による被害の軽減を図るため、自らが管理する施設設備の強化と保全に努めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行うための防災体制を整備する。

《実施担当》

下水道部、水道部、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、
西日本電信電話(株) (関西支店)、
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (西日本営業本部)
及び(株)NTTドコモ (関西支社)、KDDI(株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)、
(株)ジェイコムウエスト北大阪局
千里ニュータウンFM放送(株)

1 下水道施設

災害による下水道施設の機能低下・停止を防止するため、下水道施設の強化と保全に努める。

施設設備の新設・増設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。また、補強・再整備にあたっては、緊急度等(危険度、安全度、重要度)の高いものから進める。また、下水道施設への流入・流出量、水質や水防情報について、常に把握できるよう集中監視システムの充実を図る。

(1) 管路施設及びポンプ場・処理場の耐震化

変位を吸収する措置等によって、管渠の耐震性の向上を図る。

また、ポンプ場・処理場の耐震化を図るとともに、施設の流入・流出管の接合部の不等沈下、損傷を防止するため、当該部の耐震化に努める。

(2) 機能の強化

下水道施設が損傷した場合にその機能の代替について検討する。

(3) 処理水の有効利用

災害発生時において処理水などを防火用水、雑用水としての利用を検討する。

2 上水道施設

災害による断水、減水を防止するため、「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」(公益社団法人日本水道協会)等に基づき、上水道施設の強化と保全に努める。

(1) 施設・管路の耐震化

管路整備時に、耐震性の高い管材料や伸縮可とう継手等の導入を推進する。医療拠点、避難所その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化に努める。

(2) 機能の強化

送水管の複数系統確保及び配水本管のループ化を推進する。

(3) 水道水の安定供給

ア 複数水源としての地下水を安定的に確保するとともに、大阪広域水道企業団からの安定受水に努める。

イ 浄配水施設の施設更新にあたっては、貯水能力の充実を図る。

3 電力供給施設

《実施担当》

関西電力送配電(株) (大阪北電力本部北摂配電営業所)

災害による電力の供給障害を防止するため、電力供給施設の強化と保全に努める。

(1) 電力供給施設の強化

発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。

(2) 電力の安定供給

電気設備の予防点検を行うとともに、電力供給系統の多重化を推進する。

(3) 施設設備の維持保全等

電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス供給施設

《実施担当》

大阪ガスネットワーク(株) (北東部事業部)

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス供給施設の強化と保全に努める。

(1) ガス供給施設の強化

製造所・供給所等のガス施設について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と緊急操作設備の充実強化を図る。

(2) ガス導管、継手の耐震性確保

高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。

(3) 施設設備の維持保全等

ガス事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。

(4) 計画的な整備等

施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信施設

《実施担当》

西日本電信電話(株) (関西支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (西日本営業本部) 及び(株)NTTドコモ (関西支社)、KDDI(株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備等の強化と保全に努める。

(1) 電気通信施設の信頼性向上

電気通信施設の立地に応じた耐水構造化、建物内への浸水防止のための水防板・水防扉の更改、耐風構造化、地震又は火災に備えた主要通信施設の耐震・耐火構造化など防災強化を推進する。

また、主要な伝送路の多ルート構成・ループ構造や中継交換機の分散設置、予備電源の設置などシステムのバックアップ体制の確立を推進する。重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(3) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

二次災害の防止、ライフラインの安全性及び信頼性の確保、都市防災及び災害に強いまちづくりという観点から、道路管理者は、ライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進する。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。

イ 電線共同溝(C・C・BOX)は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

(2) 特に、共同溝については、府域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送

放送に関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

《実施担当》

(株)ジェイコムウエスト北大阪局・
千里ニュータウンFM放送(株)

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

第2節 建築物等の安全対策

地震による建築物等の倒壊や延焼の未然防止を図るため、建築物等の耐震化・不燃化の促進、安全性に関する指導に努める。

また、災害による文化財の損傷の未然防止を図るため、文化財の保護対策に努める。

第1 建築物等の耐震化対策

「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」を踏まえた本市の耐震改修促進計画に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進する。

《実施担当》

総務部、都市計画部、学校教育部、茨木土木事務所

1 公共建築物の耐震化

- (1) 市有建築物の耐震性が不十分な建築物については、耐震改修等に限らず、解消に向けた対策を検討する。
- (2) 公共建築物について、防災上の重要度に応じて順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (3) 公共住宅について、計画的な建替事業を推進するとともに、オープンスペース等の一体的整備に努める。
- (4) 公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。
- (5) 今後計画する建築物は、その建物がもつ防災上の役割を勘案し、民間建築物より大きな地震力にも耐えられるよう設計を行う。
- (6) 公共建築物について、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

2 重要施設の耐震化

病院や避難所など、発災時において特に重要な施設や、避難時に配慮を要する者が利用する施設などの耐震化を促進するよう努める。

3 民間建築物等の耐震化

- (1) 市有建築物の耐震性が不十分な建築物については、耐震改修等に限らず、解消に向けた対策を検討する。
- (2) 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物（特定建築物）については、特に耐震化の重要性が高い大規模建築物（耐震診断義務付け建築物）について、令和7年度（2025年度）までにおおむね解消を目標とする。

(3) 住民及び建物所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取り組みをできる限り支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減するため、施策を総合的に展開し、民間建築物の耐震化を促進する。

ア 所有者の負担軽減のため、耐震診断補助や特に耐震化率の低い木造住宅を対象とした耐震化に向けた補助を実施する。

(ア) 吹田市既存民間建築物耐震診断補助制度

(イ) 吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助制度

(ウ) 吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助制度

イ 相談しやすい窓口を整備する。

ウ 防災ブック等を活用するとともに、市報すいた、株式会社ジェイコムウエスト北大阪局、千里ニュータウンFM放送株式会社、インターネット等で情報提供を行うことにより普及啓発を推進する。

また、外国語版、点字版等のパンフレットや声のテープの作成等による啓発にも努める。

エ 「防災週間」、「防災とボランティア週間」等、防災に関する諸行事にあわせ、講演会等の開催、地域社会活動等の促進・活用による普及啓発に努める。

オ 総合防災訓練、事業所の防災訓練、市民の防災訓練など、防災訓練の機会を活用して情報提供を促進する。

カ 住民が主体となったまちづくりを積極的に支援し、協働で地域の災害対策を推進する。

(4) 特定既存耐震不適格建築物への取組み

市（所管行政庁）は、一定規模以上の病院、百貨店、ホテル等多数の人が利用する建築物等の所有者に、必要に応じ、耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物への取組み

市（所管行政庁）は、上記のうち、耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の所有者から耐震診断の結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(6) 要安全確認計画記載建築物への取組み

府、あるいは市は、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、市（所管行政庁）は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

(7) ブロック塀や石垣等の倒壊は、生命、身体に対する被害を発生させるだけでなく、災害発生時の避難活動や応急対策活動の妨げとなることから、所有者に対して安全点検と倒壊防止策の指導に努めるとともに、生け垣又はフェンスへの転換や改善の啓発に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

建築物等の安全を確保するため、防火知識の普及啓発に努めるとともに、特殊建築物等の安全確保、建築物の福祉的整備等を推進する。

《実施担当》

都市計画部、消防本部

1 防火知識の普及啓発

関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等を通じて、市民に対し建築物に関する防火知識の普及啓発に努める。

2 特殊建築物等の安全確保

不特定多数の人が利用する建築物等については、定期的又は随時に立入り検査を実施するとともに、所有者に対し、建築基準法（第12条）に基づく定期報告の時期に敷地、構造、設備等に関する防災上必要な指導を実施する。

また、所有者又は管理者に対し、研修会、講習会の開催等を通じて防火管理が適切に実行されるよう指導に努める。

3 建築物等の福祉的整備

府の「福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物等の福祉的整備を促進する。

4 屋外広告物等の安全対策

地震によって落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物は、関係機関との連携のもと、設置者に対して改善措置を講ずるよう指導する。

5 液状化対策

液状化危険度予測図（液状化マップ）等により液状化対策の啓発、周知に努める。

6 地下空間の浸水防止

ホームページ等で地下駐車場等の出入口における浸水を防止するための具体的事例等必要な情報を提供するとともに、民間事業者等に対して、地下空間の浸水防止について啓発する。

7 土砂災害対策

土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の啓発及び周知に努める。

8 落下物の安全化対策

府、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第3 文化財の保護対策

文化財を災害から保護するため、保護思想の普及に努めるとともに、火気使用制限区域の指定を推進する。

また、文化財の所有者又は管理者は、防災対策を推進する。

《実施担当》

教育委員会、文化財の所有者・管理者

1 保護思想の普及

文化財保護強調週間、保護月間、防火デー等の行事を通じて所有者、市民、見学者等に対して、文化財保護思想の高揚を図るための啓発活動に努める。

2 火気使用制限区域の指定

文化財保護対象物を所蔵する建造物の周辺を火気使用の制限区域に指定するとともに、市民、見学者等に対し周知を図るため、標識等の設置を推進する。

3 防災対策の推進

文化財の所有者又は管理者は、文化財保護対象物を所蔵する建造物に対し、消火設備、避雷設備などの防火設備の設置又は改修及び耐震構造化を推進する。

4 予防体制の確立

(1) 初期消火と自衛組織の確立

文化財所有者等は、自衛組織を結成して初期消火体制の確立を図る。

自衛組織を結成する人員がない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等にはあらかじめ対策を講ずるように努める。

(2) 防災関係機関との連携

文化財所有者等、市消防本部、市教育委員会、府警察（吹田警察署）（以下、吹田警察署という。）その他関係機関は平常時から連携を保ち、また、防災訓練を実施することで、災害時における円滑な対応が行えるよう努める。

(3) 地域住民との連携

防災には、地元の地理や水利に詳しく、いち早く駆けつけられる組織が望ましいため、付近住民に対し、平常時から文化財の保護、災害時における初期消火活動への協力を呼びかける。

第3節 水害予防対策

水による災害の未然防止を図るため、河川・水路及びため池の安全対策を実施するとともに、下水道の整備を推進する。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第1 河川・水路の安全対策

河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

《実施担当》

下水道部、茨木土木事務所

1 河川・水路の改修等

近年、全国各地で局地的な集中豪雨により都市において浸水の被害が多発している中、都市に残された水路の溢水を防止するため、水路の改修事業を推進する。

また、出水前までには、河川・水路の重点箇所の点検とともに、幹線水路の浚渫、清掃等を実施する。

さらに、府と協力して神崎川等の河川改修を促進する。

2 気象及び河川情報システムの活用

広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、各種情報システムの活用に努める。

3 観測機器の整備点検

円滑な観測業務が実施できるよう、定期的に機器を整備・点検するとともに、必要に応じて観測機器の増設に努める。

4 資機材倉庫・資機材の整備点検

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

第2 水害減災対策の推進

国及び府は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による水位情報の公表、洪水浸水想定区域の指定・公表を行う。

《実施担当》

総務部、近畿地方整備局、大阪府（茨木土木事務所、池田土木事務所、
西大阪治水事務所）

1 洪水予報

近畿地方整備局又は府は、洪水予報河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、府知事、市長、及び水防管理者に通知するとともに報道機関に協力を求めて一般に周知する。

また、近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

淀川・神崎川・安威川洪水予報が該当する。

2 避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表

府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川〔水位周知河川〕において、避難判断水位（高齢者等避難の発表判断の目安となる水位）、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、市長及び水防管理者等に通知する。

また、避難判断水位、はん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したときは、市長に通知するとともに報道機関の協力を求めて一般に周知する。本市では、高川、山田川が該当する。

その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

府は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

3 水防警報

(1) 近畿地方整備局又は府は、水防警報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに、市長及び水防管理者に通知する。

神崎川、安威川、高川、山田川が該当する。

(2) 市長及び水防管理者は、水防警報が発せられた時、水位がはん濫注意水位に達した時、その他水防上必要があると認められた時は関係機関を出勤させ、警戒にあたる。

4 水位情報の公表

近畿地方整備局及び府は、管理河川のうち、水位観測所を設置した河川においては、その水位の状況の公表を行う。

本市では、淀川、神崎川、安威川、高川、山田川、正雀川、糸田川、上の川が該当する。

5 洪水浸水想定区域の指定・公表

近畿地方整備局又は府は、其々の管理河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

- (1) 淀川水系洪水浸水想定区域図
- (2) 神崎川洪水浸水想定区域図
- (3) 安威川洪水浸水想定区域図
- (4) 高川洪水浸水想定区域図
- (5) 山田川洪水浸水想定区域図

6 洪水リスク表示図の公表

府は、管理河川がはん濫した時に想定される浸水区域について、その区域の危険度をⅠ（床下浸水）、Ⅱ（床上浸水）、Ⅲ（1階相当水没若しくは木造家屋が流出する。）の3段階で示した「洪水リスク表示図」を公表している。

市長は、洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

府及び市は、公表された洪水リスクをわかりやすく住民に周知するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講ずるように努める。

7 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

現在、市は、上記の淀川、神崎川、安威川、高川、山田川の各洪水浸水想定区域と、府調査による糸田川、上の川、正雀川の洪水浸水想定区域を重ねた洪水浸水想定区域に、洪水時の避難所、避難対象地区ごとの避難方向などを示した洪水ハザードマップを市民に配布している。

なお、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

- (1) 市域に水防法による洪水浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- (ア) 広報車
- (イ) 防災行政無線
- (ウ) ホームページ
- (エ) 電話、FAX
- (オ) 電子メール等
- (カ) SNS（「Yahoo!防災速報」など）

イ 避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- (ア) 浸水の際に想定される水深及び洪水浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の避難所について、周知を図る。
- (イ) 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難指示等を発令する。
また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時における要

配慮者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

災害時における要配慮者の避難については、市が作成した「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づき実施する。

当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ウ 施設の名称及び所在地

洪水浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設及び大規模工場等の所有者又は管理者から申し出のあった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

エ 伝達方法

名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

オ 伝達手段

市は避難情報等の緊急情報を発令する際に、固定電話やFAXに配信する「吹田市災害情報自動配信サービス」等を活用する

- (2) 上記ウにより定められた施設等の所有者又は管理者は、以下の事項を定めた計画（「避難確保計画」又は「浸水防止計画」）の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

ア 防災体制に関する事項

イ 避難誘導に関する事項

ウ 浸水の防止のための活動に関する事項

エ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

オ 防災教育・訓練に関する事項

カ 自衛水防組織の業務に関する事項 等

8 防災訓練の実施・指導

府及び市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施に当たっては、洪水ハザードマップを活用しつつ行う。

9 水防と河川管理等の連携

- (1) 市及び府は、国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」及び「府内各地域の水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3 地下空間浸水災害対策の強化

浸水の際は、地上の浸水深の大小にかかわらず地下駐車場、地下街（地階）等では大きな浸水被害を生じるため、地下空間対策が必要となる。

《実施担当》

総務部、地下空間の管理者

1 情報の提供

地下空間の管理者等は、災害時に利用者等が迅速かつ的確に避難できるよう、情報の伝達体制（利用者等への案内放送等）の確立に努めるとともに、気象警報等に基づいて浸水の発生について判断できるように、気象に関する情報等の入手に努める。

2 避難体制の整備

地下空間において、浸水被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に避難指示等を行えるよう体制を整備する。

地下空間の管理者等は、利用者等に対する避難誘導體制を整備するとともに、平常から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努める。

第4 下水道の整備

降雨による浸水被害の未然防止を図るため、雨水を排水する管渠能力の向上及び雨水ポンプ能力の増強に努めるとともに、河川への集中的な流出を抑制するため、雨水の貯留・浸透施設の設置を推進する。

《実施担当》

下水道部

第5 農地・ため池の安全対策

市・府をはじめ関係機関は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

《実施担当》

下水道部、北部農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者

1 農地関係湛水防除

農業用排水路、排水施設の整備を図る。

2 ため池

ため地の決壊等による水害の未然防止を図るため、ため池管理者は、雨期前に重点箇所の点検や清掃を行うとともに、老朽ため池の改修及び防災上重要なため池の改修・補強を実施するよう努める。

また、ハザードマップの作成、情報伝達・連絡体制整備に努める。

第4節 地盤災害予防対策

地盤崩壊等による災害の未然防止を図るため、液状化対策、土砂災害対策及び宅地防災対策を実施する。

第1 液状化対策

液状化による建築物等の被害の軽減を図るため、市民等に対して液状化による建築物の被害防止対策を建築時において実施するよう、「液状化マップ」等を掲示し意識啓発を図る。

《実施担当》

総務部、都市計画部

第2 土砂災害警戒区域等における防災対策

急傾斜地の崩壊及び大量の崩土による災害のおそれがあるとして府により指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の周知に努めると共に、指定地域の警戒活動を実施する。また府が発する「土砂災害の防災情報」を基に避難情報の発信伝達、避難、救助等の活動が迅速かつ的確に実施できるよう、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の充実化を図り、警戒体制・避難体制の整備に努める。

また、土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、当該災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

《実施担当》

総務部、都市計画部、茨木土木事務所

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

府は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、市長の意見を聴きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

2 指定区域内での開発規制

府は、土砂災害特別警戒区域においては、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。また、市は同区域内に住宅を新設若しくは建替えを行う際には想定される外力に耐える構造であるかの建築確認を行う。

3 警戒体制・避難体制等

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域の範囲や避難場所・避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）を網羅した防災マップ等を作成し、住民へ周知する。

(2) 警戒体制・避難体制の確立

土砂災害警戒区域ごとに次の事項を定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発表・伝達に関する事項

- イ 避難場所及び避難経路（又は、土石流等のおそれのある区域から避難する際の避難方向等）に関する事項
- ウ 土砂災害に関する避難訓練の実施
- エ 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
学校、医療施設、主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒・避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法
- オ 救助に関する事項
- カ その他必要な事項

(3) 要配慮者利用施設の警戒避難体制の確立

市は、地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

当該施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第3 土砂災害警戒情報等の作成・発表

《実施担当》

大阪府

1 土砂災害警戒情報

大阪管区気象台と府は連携し、大雨による土砂災害の危険度が高まった際、市町村長が防災活動や住民への避難指示等の災害予防対応を適時・適切に行うことができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知する。

2 土砂災害の防災情報

府は、常時、土砂災害の防災情報として次の情報を公表している。

- (1) 全域危険度判定状況
- (2) 地域危険度判定状況
- (3) 市町村内危険度判定状況
- (4) 雨量観測所危険度判定状況
- (5) 雨量レーダ情報
- (6) 雨量履歴
- (7) 土砂災害警戒情報発表状況
- (8) 土砂災害警戒情報（気象庁）

第4 宅地防災対策

宅地における災害の未然防止を図るため、造成行為に対する指導や宅地防災パトロールを実施するとともに、危険宅地の解消を図る。

《実施担当》

都市計画部、茨木土木事務所

1 宅地造成工事規制区域の指定

府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。

2 造成行為の指導

宅地造成や開発行為は、許可申請時の計画内容を十分審査し、安全な宅地となるよう事業者に対して指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。

3 宅地防災パトロールの実施

災害発生のおそれがある場合は、地すべり危険箇所や土砂災害警戒区域に接する宅地を重点的にパトロールし、関係者に対し防災措置を指示する等必要な措置を行う。

4 危険宅地の解消

- (1) 土砂流出、擁壁崩壊等の危険宅地を発見した場合は、所有者等に改善勧告を実施するなど危険宅地の解消を図る。
- (2) 市及び府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、市民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。
- (3) 市及び府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。

第5節 危険物等災害予防対策

危険物、高圧ガス、火薬類による災害の未然防止を図るため、保安教育を実施するとともに、指導の強化、事業所の防災組織の強化を図る。

また、毒物・劇物、管理化学物質による災害の未然防止を図るため、府が実施する啓発活動等に協力する。

第1 危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、危険物取扱者の立ち会いを徹底させる。
- (3) 関係機関と連携して、危険物積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危険物施設の実態に即した予防規程の策定を指導する。
- (2) 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- (4) 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。
- (2) 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

4 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全月間を中心に、関係者に各種啓発事業を行う。

第2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- (2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

吹田警察署と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底、規制を行うとともに、火薬類取扱事業等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

消防本部

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 「大阪府火薬類保安協会」が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として「大阪府火薬類保安協会」に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配布等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物・劇物災害予防対策

関係法令による規制、立入検査等や事業者に対する危害防止体制整備の指導、知識の普及など適切な災害予防対策が講じられるよう、府が実施する啓発活動等に協力する。

《実施担当》

消防本部

第5 管理化学物質災害予防対策

府、市は、管理化学物質としてP R T R法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、府条例に基づく指導を行うとともに、府条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

《実施担当》

環境部、大阪府

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- ア 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- イ 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を市へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

大阪府等関係機関と協賛による化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第6節 放射線災害予防対策

放射線による災害の未然防止を図るため、保有施設の防災対策を推進するとともに、放射性物質の輸送時の安全対策に努める。

第1 保有施設の防災対策

市、関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、連携して施設の耐震・不燃化等の防災対策を推進するとともに、放射線防災に関する知識の普及、放射線防災業務従事者に対する教育等の災害予防対策を講ずる。

核燃料物質や放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）予防対策、応急対策及び事後対策は、他の法令等によるべき旨のない範囲で、核燃料物質の使用施設の設置者及び放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、大阪府地域防災計画（原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力災害中長期対策）に準じて必要な対策（施設の防災対策、防災業務関係者に対する教育、防災訓練等）を講ずるよう努める。

《実施担当》

環境部、消防本部、放射性同位元素取扱事業者

第2 輸送時の安全対策

市内の高速道路を經由して行われる放射性物質の輸送について、安全を確保するため、輸送状況の把握に努めるとともに、安全対策の充実強化を図る。

《実施担当》

消防本部

1 輸送状況の把握

核燃料輸送については、関係機関等と密接な連携を取ることで、輸送のコース・日程の正確な把握に努める。

2 安全対策の充実強化

放射性物質輸送時の火災等における警防活動要領を基に、対応策の研修、資機材の整備を充実強化する。

第3 放射線災害医療体制の整備

府が「緊急被ばく医療活動マニュアル」に基づき実施する緊急医療への協力体制を整備する。

《実施担当》

健康医療部

第7節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市は、「地震防災対策特別措置法」（平成7年法律第111号）に基づき府が策定する第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき府と連携協力して、事業の推進に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

1 対象地区

市全域

2 計画の初年度

令和3年度

3 計画対象事業

府の地震防災緊急五箇年計画の計画対象事業は、次のとおりである。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、漁港施設、又はヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設、公立幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)～(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生じる被害の発生を防止し、又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) (1)～(19)に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって地震防災対策特別措置法施行令で定めるもの

第8節 新・大阪府地震防災アクションプランの推進

市は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」(平成31年1月一部修正)に基づき、府と連携協力して、事業の推進に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部(局)

1 取組期間と目標

(1) 取組期間

平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)までの10年間とする。

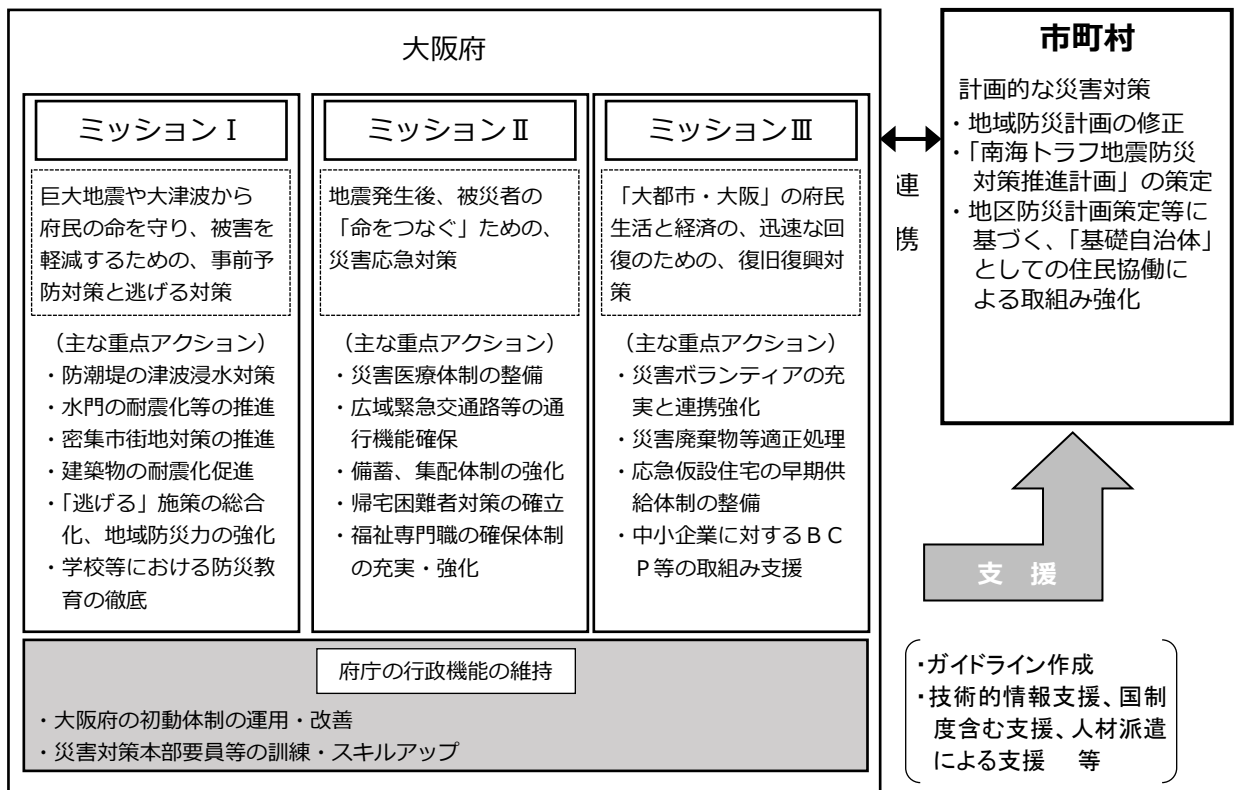
(2) 基本目標

発災による死者(犠牲者)数を限りなくゼロに近づけるとともに、その建物被害や経済的被害についても最小限に抑えることを究極の目標とする。

2 推進方針と推進体制

アクションプランでは、目標達成に向け、3つのミッション(100のアクション)を推進することとなっている。

また、「命を守り、つなぐ」を第一に、人命被害の軽減効果が極めて高いハード対策、地域・コミュニティにおける「逃げる」対策や市町村の取組みに対するソフト対策等から重点アクションが位置づけられている。



『災害に備えた体制の確立と適切な対応』

第9節 防災組織及び活動体制の整備

総合的な防災体制を確立するため、防災組織及び活動組織の整備・充実、動員体制の整備、人材の育成等を実施するとともに、防災拠点の整備や防災訓練などを通じ、関係機関等との連携体制の整備に努める。

大規模災害が発生した場合は、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な活動体制の整備を図るとともに、発災当初から72時間までとそれ以降の活動について検討を行い、業務継続計画（BCP）や受援計画の策定や各部局マニュアルの整備を図る。

第1 活動組織等の整備・充実

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実するとともに、勤務時間外の職員による初動体制を整備する。

また、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。

市と府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

1 活動組織の整備・充実

災害の規模その他の状況に応じた活動組織を整備・充実する。

■吹田市災害対策本部

○気象庁が発表する市での震度（以下、「震度」という。）が5強以上の場合、特別警報が発表された場合、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置

○市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための組織

本部長等	本部長：市長 副本部長：副市長2名、水道事業管理者、教育長 本部長：危機管理監、災害対策本部体制下の各部長、統括部・市民部・都市基盤部・教育部の副部長
構成員	○組織体制は、吹田市災害対策本部体制組織図のとおり。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市現地災害対策本部

○災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施するための組織

本部長等	本部長：災害対策本部長が指名する者
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害警戒本部

○震度5弱を観測した場合、小規模又は中規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に設置

○災害予防及び災害応急対策を実施するための組織

本部長等	本部長：市長
構成員	○組織体制は災害対策本部体制に準じる。 ○ただし、危機管理室兼務職員の派遣は除く。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害対策準備室

○災害が発生するおそれがある場合において、災害に備えるための組織

本部長等	室長：危機管理監
構成員	○組織体制は災害対策本部体制に準じる。 ○ただし、危機管理室兼務職員の派遣及び緊急防災要員の配備は除く。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市防災対策会議

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置
- 市で震度4を観測した場合は自動的に設置
- 災害の種類・規模・発生時間などの災害に関する情報分析
- 災害対策本部を設置するに至らない場合における組織体制・動員体制の決定
- 災害対策本部を設置する必要がある場合における市長への進言

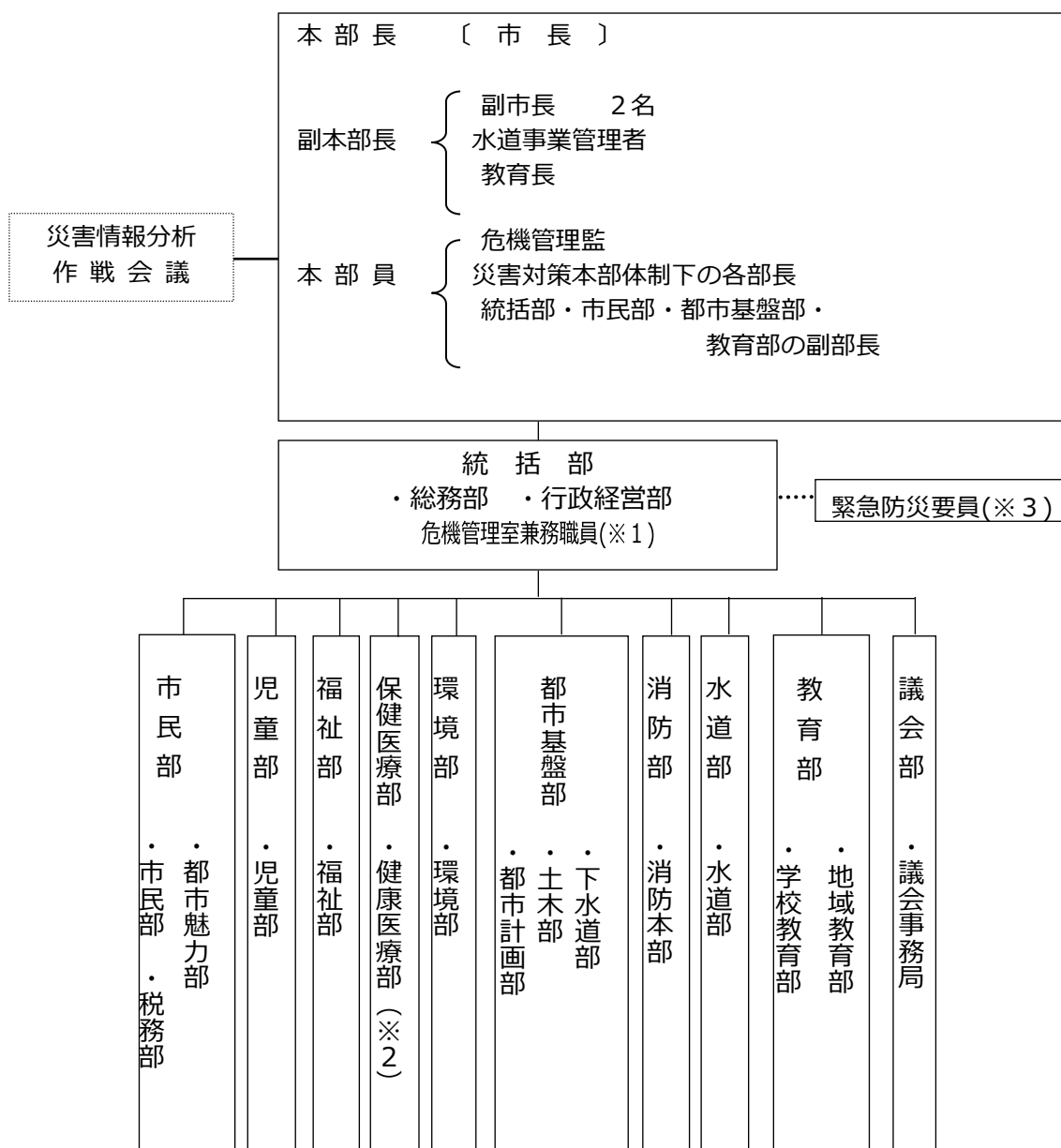
本部長等	議 長：危機管理監 副議長：総務部長、消防長
構 成 員	委員：都市計画部長、土木部長、下水道部長、学校教育部長、水道部長 必要に応じて、関係部（局）長に出席を求める。
事務局等	事務局：総務部

■吹田市災害情報分析作戦会議

- 災害対策本部会議開催前に実施
- 被害の全体像に関する共通認識及び災害情報の分析による将来予測に基づき、
災害対応の当面目標及び将来計画など災害対策本部進行方針の決定を行う
- 災害対応の基本方針等についての災害対策本部長への進言

本部長等	議 長：総務部を担当する副市長
構 成 員	副市長、危機管理監、 災害及び時間軸を鑑み、必要に応じて関係部（局）長、職員に出席を求める。
事務局等	事務局：総務部

吹田市災害対策本部体制組織図



- ※1 災害対策本部が設置された時に統括部の職員として初動対応に務め従事する。
- ※2 保健師は、災害時に平常時の分散配置の枠を外し、統括的な役割を担う保健師の指示のもとに災害時対応を行う活動体制に切り替える。
- ※3 勤務時間外に災害が発生した場合に備えるため、市長があらかじめ指名する職員（以下、「緊急防災要員」という。）による初動体制を整備する。なお、緊急防災要員の構成は、地域防災要員及び校区防災要員とする。

2 勤務時間外の職員による初動体制の整備

(1) 地震災害の場合

勤務時間外に地震が発生した場合において、市域の概括的な被害・避難状況等の迅速な把握及び初動期の応急対策が実施できる初動体制を整備する。

(2) 風水害等の場合

勤務時間外に風水害等が発生し必要が生じた場合において、市域の概括的な被害・避難状況等を迅速に把握できる初動体制を整備する。

第2 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部体制が設置された場合の各部の事務分掌及び部長、班長等は、次のとおりとする。
なお、対策の目的や実施場所が同一の事務については、関係部班は連携して行うこととする。

【各部の事務分掌】

部	班	事務分掌
共通事項		<ol style="list-style-type: none">1 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。2 班関連の災害記録に関すること。3 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。4 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。5 吹田市災害専門ボランティアの配置に関すること。6 庶務班：<ul style="list-style-type: none">・所管施設の避難者の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。7 庶務班以外の班：<ul style="list-style-type: none">・所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。・所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。

◎は部長、班長を、○は副部長、副班長担当室課を示す。班長、副班長については各室課長級を任意で指名のこと。

部	班	担当室(課)	事務分掌
統括部 ◎総務部長 ○行政経営部長 ○会計管理者	庶務班 ◎総務室	総務室	1 部内の庶務に関すること。 2 電話交換業務に関すること。 3 庁内放送に関すること。
		情報政策室	4 災害対策本部等の設営に関すること。 5 庁内情報システム等の復旧及び機能回復に関すること。 6 復興対策本部等の設営に関すること。
		人事室	7 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 8 職員及びその家族の被害状況の把握に関すること。 9 職員への情報提供に関すること。
	本部班 ◎危機管理室	危機管理室※ 法制室	1 防災対策会議及び災害対策本部会議の庶務に関すること。 2 復興対策本部の庶務に関すること。 3 本部員等その他関係機関との連絡調整に関すること。 4 避難指示等その他本部長命令の伝達に関すること。 5 国・自衛隊・府への要請、他自治体等との相互協力・応援及び日本赤十字社・民間協力団体等への協力要請に関すること。 6 各部の災害対策活動の連絡調整に関すること。 7 気象予警報等及び地震情報の収集及び伝達に関すること。 8 防災行政無線の運用・管理に関すること。 9 災害救助法の適用に関すること。 10 緊急防災要員等の活動に関すること。
		危機管理室※ 企画財政室	1 災害対策活動の連絡調整に関すること。
		企画調整・財務班 ◎企画財政室	1 災害復旧・復興計画等の企画立案に関すること 2 災害発生時の応急財政措置に関すること。 3 国、府等の補助金に関すること。 4 災害関係経費のとりまとめに関すること。
	受援動員班 ◎人事室	人事室	1 各部の職員の参集状況の把握に関すること。 2 災害対策従事者の把握に関すること。 3 災害対策従事者の宿泊に関すること。 4 災害派遣職員等の応援要請、受入れ及び配置に関すること。 5 専門ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 6 各部の応援体制の整備・指示に関すること。
	情報収集記録班 ◎法制室 ○情報政策室	危機管理室※ 法制室 情報政策室	1 災害・被害状況、災害対策活動状況等、関係情報全般の集約に関すること。 2 応急情報の緊急収集、整理に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
	秘書班 ◎秘書課	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	広報班 ◎広報課	広報課	1 市民に対する本部指令等の周知に関する事。 2 市民、新聞、放送機関等への情報提供に関する事。 3 報道機関との連絡調整に関する事。 4 広報紙等の災害広報の編集及び発行、配布に関する事。 5 被害状況の影響等による記録に関する事。 6 災害に関する写真、映像資料の整理に関する事。
	会計班 ◎会計室	会計室	1 災害関係費の支払いに関する事。
	調達班 ◎契約検査室	危機管理室※ 契約検査室	1 物資の調達に関する事。 2 災害対策従事者の食料の調達に関する事。 3 災害対策に係る物品、応急資機材の調達・賃借及び工事等の契約に関する事。
	車両班 ◎総務室 (車両担当)	総務室	1 車両等(フォークリフト含む)の確保に関する事。(消防、水道、下水道、市民病院を除く。)
	応援班 ◎選挙管理委員会 ○監査委員 ○農業委員会	選挙管理委員会事務局 局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 固定資産評価 審査委員会事務局	1 委員との連絡調整に関する事。 2 特命事項の処理に関する事。

※危機管理室には兼務職員及び緊急防災要員を含む

部	班	担当室(課)	事務分掌
市民部 ◎市民部長 ○都市魅力部長 ○税務部長	庶務班 ◎市民総務室 ○市民自治推進室	市民総務室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。
		市民自治推進室	4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。
		市民課 山田出張所 千里丘出張所 千里出張所	5 臨時の避難所の開設に関すること。 6 被災証明・罹災証明の発行に関すること。 7 埋火葬の許可に関すること。
		地域経済振興室	8 農業及び事業者の被害状況の把握に関すること。 9 農業及び事業者に対する災害関係融資・相談・斡旋に関すること。
	相談班 ◎人権政策室 ○市民総務室	市民総務室 人権政策室 交流活動館 男女共同参画センター	1 市民からの災害関連の問合せ・相談(電話・ファクシミリによるもの含む。)に関すること。 2 相談事項の処理のための各班への要請に関すること。 3 市民相談等の状況を応急情報として本部に報告すること。 4 物価の安定に関すること。 5 要配慮者の救援・救護対策に関すること。
	物資班 ◎地域経済振興室 ○シティプロモーション推進室	地域経済振興室 シティプロモーション推進室 文化スポーツ推進室	1 避難所等における物資需要の把握に関すること。 2 避難所等における物資の受払管理、配送及び配分に関すること。 3 炊き出し手配に関すること。 4 救援物資の受入れ及び管理に関すること。 5 遺体収容所の開設に関すること。 6 受援計画の物的支援に関すること。 7 要配慮者の救援・救護対策に関すること。 8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
	調査班 ◎資産税課 ○税制課	税制課 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課 資産税課	1 建築物の被災調査及び報告に関する事。 2 被災家屋判定に関する事。
	救援班 ◎市民税課 ○納税課	税制課 資産税課 市民税課 納税課 債権管理課	1 避難指示等の場合の避難誘導に関する事。

部	班	担当室(課)	事務分掌
児童部 ◎児童部長 ○児童部次長	庶務班 ◎子育て政策室 ○子育て給付課	子育て政策室 子育て給付課	1 部内の庶務に関する事。 2 他班との調整に関する事。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事。 5 被災児童の児童福祉に関する事。
	救援班 ◎保育幼稚園室 ○家庭児童相談室	家庭児童相談室 のびのび子育てプラザ 保育幼稚園室 こども発達支援センター	1 乳幼児・園児の救援・救護対策に関する事。 2 所管施設の園児等の保護に関する事。 3 休園措置に関する事。 4 要配慮者の救援・救護対策に関する事。

部	班	担当室(課)	事務分掌
福祉部 ◎福祉部長 ○福祉部次長	庶務班 ◎福祉総務室 ○福祉指導監査室	福祉総務室 総合福祉会館 福祉指導監査室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 死者、被災傷病者の集約及び報告に関すること。 6 ボランティアに関すること。 7 社会福祉協議会等社会福祉諸団体との連絡調整に関すること。
	救護班 ◎高齢福祉室 ○障がい福祉室 ○生活福祉室	高齢福祉室 障がい福祉室 福祉総務室 生活福祉室	1 要配慮者の救援・救護対策に関すること。 2 民生委員・児童委員を通じての被災状況の収集に関すること。 3 義援金に関すること。 4 遺体の収容、遺体収容所の運営に関すること。 5 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金、災害救助資金等の支給に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
保健医療部 ◎健康医療部長 ○保健所長	庶務班 ◎健康まちづくり室 ○国民健康保険課	国民健康保険課 健康まちづくり室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 保健医療班の活動状況等の集約に関すること。 5 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。
	保健医療班 ◎保健医療総務室	成人保健課 母子保健課 保健医療総務室 衛生管理課 地域保健課	1 保健医療調整本部の運営に関すること。 2 医療機関との連絡調整に関すること。 3 市内の医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 4 医療救護班編成、医療救護所設置及び医療救護班との連絡調整に関すること。 5 医療救護班活動の把握、医療救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの情報に関すること。 6 医療救護班・医療要員・医療用資器材・医薬品等の医療関係機関等への支援要請に関すること。 7 避難所生活を含む生活・環境衛生対策に関すること。 8 感染症発生時の対応等個別疾病対策に関すること。 9 避難者等に対する保健衛生活動に関すること。

部	班	担当室（課）	事務分掌
環境部 ◎環境部長 ○環境部次長	庶務班 ◎環境政策室 ○環境保全指導課	環境政策室 環境保全指導課 環境保全指導課	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る物品の調達・賃借に関すること。 6 災害による大気、河川、土壌、その他の汚染対策に関すること。
	防疫班 ◎環境政策室	環境政策室	1 防疫に関すること。 2 遺体の埋火葬に関すること。
	清掃班 ◎事業課 ○資源循環エネルギーセンター ○破砕選別工場	事業課 資源循環エネルギーセンター 破砕選別工場	1 ごみ、し尿の収集、運搬及び処理に関すること。 2 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 3 災害廃棄物の処理に関すること。 4 関係業者の指導及び連絡調整に関すること。

部	班	担当室 (課)	事務分掌
都市基盤部 ◎都市計画部長 ○土木部長 ○下水道部長	庶務班 ◎都市計画室 ○総務交通室 ○経営室 ○計画調整室	都市計画室 総務交通室 経営室 計画調整室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関すること。 6 関係業者への協力要請及び機械等の調達に関すること。 7 被災建築物応急危険度判定士等の応援受入れに関すること。 8 被災家屋の応急復旧等に関すること。
	都市整備班 ◎地域整備推進室	都市計画室 地域整備推進室	1 土砂災害の警戒活動に関すること。 2 事業中の事業区域の被害調査・応急復旧等に関すること。
	建築調査班 ◎開発審査室	開発審査室	1 土砂災害の調査・応急措置等の相談・支援に関すること。 2 被災家屋判定の協力に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 4 被災宅地の応急危険度判定に関すること。
	建築施設班 ◎資産経営室	資産経営室	1 市関連施設の被害状況の総括的把握及び報告に関すること。 2 市関連施設の応急復旧等に関すること。 3 応急仮設住宅の建設の協力に関すること。 4 被害発生時の用地対策に関すること
	道路班 ◎道路室	道路室 地域整備推進室	1 道路等の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 3 通行制限に関すること。 4 道路等の障害物の除去に関すること。 5 緊急交通路の確保に関すること。 6 事業中の都市計画道路の被害調査・応急復旧等に関すること。
	住宅施設班 ◎住宅政策室	住宅政策室	1 被災者の住宅対策に関すること。 2 応急仮設住宅の建設計画に関すること。 3 被災住宅の融資等に関すること。 4 市営住宅の被災を受けた住民対策に関すること。
	下水道班 ◎管路保全室 ○水再生室	水再生室 管路保全室	1 下水道処理施設及びポンプ場施設の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 下水道管路施設の被害調査・応急復旧等に関すること。 3 河川、水路、ため池等の被害調査・応急復旧等に関すること。
	公園班 ◎公園みどり室	公園みどり室	1 公園等の被害調査・応急復旧等に関すること。 2 公園等への避難状況の把握に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
消防部 ◎消防長 ○消防本部理事 ○消防本部次長 ○総務予防室長 ○警防救急室長 ○指令情報室長	第1中隊 ◎南消防署長 ○副署長 第2中隊 ◎西消防署長 ○副署長 第3中隊 ◎北消防署長 ○副署長 第4中隊 ◎東消防署長 ○副署長 救助中隊 ◎救助G	南消防署 西消防署 北消防署 東消防署 救助G	1 消火及び救出・救助に関する事 2 救急に関する事 3 消防団との連携に関する事 4 消防活動状況及び災害情報の把握に関する事
	指揮班 ◎警防G	警防G 総務G	1 消防部隊の運用に関する事 2 広域消防応援の受入れ及び調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事
	指令班 ◎指令情報室	指令情報室 救急G	1 消防指令通信に関する事 2 消防活動の記録集計及び被害速報に関する事 3 消防に関する情報処理に関する事
	情報収集班 ◎予防G	予防G	1 災害情報の収集連絡に関する事 2 消防広報に関する事
	内務班 ◎総務G	総務G 企画G 警防G 救急啓発G	1 災害対策に必要な物資等の調整に関する事 2 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事 3 消防機械器具の整備に関する事 4 その他消防に関する事
	活動支援班 ◎救急G	救急G 指令情報室 企画G	1 災害現場における指揮支援活動に関する事 2 災害対策本部の業務支援に関する事

部	班	担当室(課)	事務分掌
水道部 ◎水道部長 ○水道部次長 ○水道技術管理者	庶務班 ◎総務室 ○企画室	総務室 企画室	1 部内の庶務に関する事 2 他班との調整に関する事 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関する事 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関する事 5 災害対策に係る資機材等の調達・賃借に関する事 6 住民への広報活動に関する事
	給水班 ◎工務室 ○総務室	工務室 (給水相談G) 総務室(料金G)	1 応急給水に関する事
	工事班 ◎工務室 ○浄水室	工務室 浄水室	1 水道施設の被害調査・応急復旧等に関する事 2 水源確保及び水質管理に関する事

部	班	担当室(課)	事務分掌
教育部 ◎学校教育部長 ○地域教育部長	庶務班 ◎教育総務室 ○教育未来創生室	教育総務室 教育未来創生室	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 避難所の総括的な状況把握及び報告に関すること。
		学務課	5 学用品等の調達及び給付に関すること。 6 就学援助金等の支給に関すること。 7 児童・生徒の転出入学に関すること。
		学校管理課	8 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 9 所管施設の応急対応等に関すること。
	学校教育班 ◎学校教育室 ○保健給食室 ○教育センター	学校教育室 教職員課 教育センター	1 児童・生徒の避難誘導に関すること。 2 応急教育対策に関すること。 3 学校と保護者との連絡に関すること。 4 休校措置に関すること。 5 教職員及びその家族の被災状況の把握及び報告に関すること。
		保健給食室	6 児童・生徒の保健に関すること。 7 給食施設の利用に関すること。
	地域教育班 ◎まなびの支援課 ○青少年室	まなびの支援課 中央図書館 青少年室 放課後子ども 育成室 子育て青少年拠 点夢つながり未 来館	1 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 2 所管施設の応急対応等に関すること。 3 要配慮者に関すること。
		文化財保護課	4 文化財の被害調査・応急復旧等に関すること。

部	班	担当室(課)	事務分掌
議会部 ◎議会事務局長 ○議会事務局次長	議会班	議会事務局	1 部内の庶務に関すること。 2 議員との連絡調整に関すること。 3 活動報告に関すること。

第3 動員体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制及び参集体制を整備する。

《実施担当》

各部（局）

1 配備体制の整備

災害の規模その他の状況に応じた職員の配備体制を整備する。（地震応急対策編・風水害応急対策編 第1章 「活動組織」参照）

配備体制	配備内容
準備配備	気象予警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合において、関係する部（局）の職員を最小限に配置し、情報収集、資機材の点検等の活動を実施するための体制とする。
1号配備	小規模な災害が発生し、又は発生するおそれはあるが、時間、規模等の推測が困難な場合や時間的にある程度の余裕がある場合において、各部（局）から一部の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
2号配備	震度5弱を観測した場合、中規模又は大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、各部（局）から1号配備の約3倍の職員を配置し、災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。
3号配備	震度5強以上を観測した場合、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が総力をあげて災害予防及び災害応急対策を実施するための体制とする。

2 勤務時間外における参集体制の整備

迅速な初動活動を確保するため、職員の参集場所の周知徹底を図り、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。なお、緊急防災要員については、統括部で把握する。

(1) 参集場所の周知徹底

あらかじめ職員に参集場所を指定し、周知徹底を図る。

(2) 参集可能職員の把握

各部（局）長は、公共交通機関が途絶した場合に備え、所属職員の代替交通手段、参集に要する時間等を調査し、初動活動期に参集可能な職員の把握に努める。

第4 緊急連絡体制の整備

各部は、迅速かつ的確な緊急連絡体制を確保するため、「災害時の緊急連絡系統図」を作成し、勤務時間外における伝達方法を整備する。なお、緊急防災要員については、統括部で整備する。

《実施担当》

各部（局）

1 連絡責任者の指名

各部（局）に連絡責任者を指名する。

各部（局）の連絡責任者は、資料編を参照のこと。

2 伝達方法の整備

各部（局）長は、所属職員の住所、電話番号及びメールアドレス等の把握に努め、速やかに連絡が取れる体制を整備するとともに、職員に周知徹底を図る。

第5 関係機関等との連携体制の整備

関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間団体と連携のうえ、迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、連携体制の整備に努める。

また、円滑な自衛隊の災害派遣要請の実施及び派遣部隊との連携を図るため、知事に対する派遣要請の依頼要領を明確にするとともに、連絡体制の整備等に努める。

《実施担当》

総務部、市民部、都市魅力部、福祉部、健康医療部、環境部、
都市計画部、土木部、下水道部、水道部、消防本部、教育委員会

第6 防災訓練の実施

地域防災計画等の習熟や実効性の確認、関係機関等との連携体制の強化、市民の防災意識の向上及び防災体制の確立を図るため、各種防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、子供や女性、要配慮者などの参画を含め多くの住民の参加を得るとともに民間事業者等と連携しながら実施する。

また、訓練実施後は事後評価を行いその効果を検証し、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、いわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において災害時における要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

《実施担当》

各部（局）

1 総合防災訓練

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策の実施を図るため、毎年「防災の日」や「防災週間」にあわせ、関係機関、市民・事業所等の参加を得て、防災訓練を総合的に実施する。

2 個別防災訓練

各種災害に対し迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策の実施を図るため、活動種別や災害種別に応じた防災訓練を実施する。

(1) 緊急連絡、参集訓練

勤務時間外における迅速な職員の動員配備の実施を図るため、緊急連絡、非常参集などの訓練を実施する。

(2) 情報収集伝達訓練

迅速かつ的確な情報の収集・伝達の実施を図るため、平常通信から非常通信への迅速な切換え、無線通信機器の取扱操作、非常連絡先や通信内容の確認等の訓練を実施する。

(3) 避難誘導・救出救助訓練

迅速かつ的確な避難指示等の伝達、救出・救助活動等の実施を図るため、関係機関、市民・事業所等の協力を得て、災害時における要配慮者の避難誘導、救出・救助、応急医療、緊急物資の供給等の訓練を実施する。

(4) 水防訓練

迅速かつ的確な水防活動の実施を図るため、関係機関と連携して、水位・雨量観測、水防資機材等の輸送、水防工法の修得等についての訓練を実施する。また、地下空間の管理者等と協力して、地下空間の浸水災害を想定した防災訓練についても考慮する。

(5) 消防訓練

災害状況に応じた消防計画の習熟を図るため、非常招集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等についての訓練を実施する。

3 広域訓練

大規模広域災害時の円滑な広域避難など、隣接市町との連携体制を強化するため、広域的な図上訓練・実践訓練の実施を目指す。

4 実践的な防災訓練の実施

毎年定期的に行われている通常の防災訓練に加えて、訓練される側が事前にシナリオを知らされないまま行う形式の図上訓練や災害の発生が想定される現地での実践的訓練等を継続する。

また、職員全員が災害時の役割について認識を深め、災害対応への意識改革を進められるよう、様々な事態を想定した実践的な訓練を行うとともに、明確な課題を設定し住民や企業とも連携した実践的な訓練を実施する。

新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大の恐れがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練も実施する。

第7 人材の育成

防災体制の強化と併せて職員の災害対応力の向上を図るため、防災教育の充実に努める。

また、市は、府が行う市の幹部職員等を対象とした研修に参加する等、市の災害対応能力の向上に努める。

《実施担当》

総務部

1 防災教育の方法

- (1) 防災知識、個人の役割分担等に関する研修の実施
- (2) 「吹田市職員防災マニュアル」等の配布
- (3) 見学、現地調査等の実施、防災訓練への参加

2 防災教育の内容

- (1) 災害発生時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- (2) 防災対策活動の概要
- (3) 非常参集の方法
- (4) 災害発生時の役割の分担
- (5) 災害発生時の指揮系統の確立
- (6) 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び災害の種別ごとの特性
- (7) 過去の主な被害事例
- (8) 防災知識と技術
- (9) 防災関係法令の適用
- (10) 図上訓練の実施
- (11) その他必要な事項

第8 防災拠点の整備・充実

迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の整備、充実に努めるとともに、活動目的に応じた、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。また、防災拠点の自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

《実施担当》

総務部、市民部、都市計画部、教育委員会

1 防災中枢機能等の整備・充実

防災中枢機能を確認するため、市役所、消防本部等の防災拠点施設については、耐震性の向上及び設備の充実を図るとともに、相互に連携した災害予防及び災害応急対策の実施が可能となるシステムの構築を図る。

代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努める。

災害対策本部用として、飲料水・食料等の確保に努める。

2 地域防災拠点の整備

地域での応急対策活動を実施するため、活動目的に応じた各種拠点の整備を図るとともに、関係機関に周知する。

市域における消防、警察、自衛隊等、広域応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、府の広域防災拠点（万博記念公園東地区）及び後方支援活動拠点（万博記念公園）と連携した地域防災拠点の整備に努める。

(1) 備蓄拠点の整備

北部の備蓄拠点としての市立吹田サッカースタジアムの防災備蓄倉庫の円滑な運用及び救援物資の集積機能の確立を図る。

また、非常用物資の受入れ及び供給を円滑に実施するため、府の備蓄拠点、物資輸送拠点と連携した備蓄拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

(2) 物資輸送拠点の整備

ヘリコプターを利用した物資輸送の受入れを円滑に実施するため、物資輸送拠点を災害時用臨時ヘリポートの整備を行う広域避難地において整備する。

また、応援協定を締結している事業者と災害時に輸送拠点として施設を利用する際の方法等をあらかじめ定めるとともに、緊急時に円滑な情報交換が図れるよう相互の連絡体制を整備する。

(3) 活動拠点の整備

応援部隊の地域での受入れ及び活動を円滑に実施するため、府の広域活動拠点と連携した活動拠点を公園・広場において整備する。

(4) 連絡拠点の整備

地域と本部との連絡機能を強化するため、連絡拠点を各小学校において整備する。

3 避難所施設の整備

避難所施設の耐震化を進めるとともに、体育館等の天井落下を防ぐ措置や非常電源の準備を進める。また、熱中症予防や感染症対策に配慮した設備の整備に努める。

第9 防災用資機材等の確保体制の整備

迅速かつ的確な災害予防及び災害応急対策を実施するため、必要な人材、装備、資機材の確保体制の整備を図る。

なお、応援協定の一覧は資料編に示す。

《実施担当》

各部（局）

1 人材の確保体制の整備

災害発生時に人材が不足した場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

その他、随意契約等の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

2 装備、資機材の確保体制の整備

災害発生時に必要となる装備、資機材については、備蓄に努めるとともに、不足が生じた場合に備えるため、関係団体等との協定締結を推進する。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第10 市の業務継続計画（BCP）の運用

市においては、全部局の①職員参集計画、②災害時優先業務、③災害対応装備の抽出を行い、自らの業務継続計画（BCP）の運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制整備を図る。

《実施担当》

各部（局）

第11 市の受援計画の運用

市においては、業務継続計画を踏まえ、全部局の受援に関する①受援を必要とする業務の抽出、②役割分担等の体制、③要請・受入手順などの手続きを明確にし、発災時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用し、大規模災害からの早期復旧を図る。

《実施担当》

各部（局）

第12 防災に関する調査研究等の推進

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的・計画的な防災対策を推進するため、被害想定等の調査研究を実施するとともに、防災体制の検討、災害復興計画の研究を行う。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用を努める。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目などの標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備を図る。

《実施担当》

総務部、都市計画部

1 被害想定等の調査研究

災害要因及び被害想定についての調査研究を継続的に実施する。

2 防災体制の検討

防災訓練時における諸問題、地域防災計画の修正等を踏まえ、迅速かつ的確な災害予防、災害応急及び災害復旧・復興対策が実施できる体制について継続的に検討を加える。

3 災害復興計画の研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造建築物が集積している地域が壊滅的な被害を受けた場合等を想定し、災害復興が円滑に進められる計画の策定を研究する。

第13 広域応援体制等の整備

市及び関係機関は、平常時から、大規模災害をも視野に入れ、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

《実施担当》

総務部、消防本部、大阪府

1 広域応援体制の充実

市及び関係機関は、災害時に相互応援を実施することを目的として、災害対策に関する協定や消防相互応援に関する協定を締結し、広域的な相互応援体制の推進に努める。また、避難所不足の事態に備えて、他市町村との避難者の相互受入れ体制についても整備を図る。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

市及び府は、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため府の「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備を図る。

3 民間関係団体等との協力体制の整備

市は、大量の人的・物的手段を確保し、応急活動及び救護活動の効率化を図るため、関係団体等との協力体制を整備するとともに、災害時の連携を密にする情報交換の強化・充実に努める。

4 自衛隊の派遣要請に関する連携体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連絡を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化及び派遣要請手続の明確化に努めるとともに、総合防災訓練等への自衛隊の参加により相互の連携を図る。

5 基幹的広域防災拠点との連携

近畿地方整備局が、堺泉北港堺2区において整備した、基幹的広域防災拠点は、上町断層帯を震源とする地震や南海トラフ地震などの府県域をまたがる大規模災害の際に緊急物資輸送拠点となる。

市は、府と連携し、基幹的広域防災拠点との緊急輸送体制を整備する。

基幹的広域防災拠点は、国、被災府県市、指定公共機関等の責任者が参集して、広域的な災害対策活動の総合調整等を行う現地の司令塔機能（合同現地対策本部機能）と、広域防災拠点のみでは対応が困難な場合にこれを支援する高次支援機能（広域防災拠点機能）を有する。

〔司令塔機能〕

総合調整機能、情報通信機能

〔高次支援機能〕

人員等輸送機能、物資輸送拠点機能、ヘリポート機能、応援要員受入機能など

6 受援体制の整備

受援計画に基づき、災害時受援体制の整備に努めるほか、応援を受ける必要があると想定される業務は標準化を図る。

また、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第10節 情報収集伝達体制の確立

災害発生時に被害情報を迅速に収集するとともに、府及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制の確立に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報等の伝達体制の整備に努める。

さらに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 情報収集伝達体制の整備

災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、情報収集伝達体制の整備を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国〔消防庁〕、府、市、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

《実施担当》

総務部

1 勤務時間内の情報収集伝達体制の整備

府から伝達される防災情報を、総務部が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報収集伝達体制の整備

(1) 府からの防災情報の収集伝達体制

府から伝達される防災情報を消防本部が受理し、必要な情報は総務部に伝達するとともに、伝達を受けた総務部が、関係各部（局）へ伝達できる体制を整備する。

(2) 市民等からの情報収集伝達体制

勤務時間外において、災害が発生した場合に、市民等から市役所に伝達される情報は、市庁舎警備業務委託業者から主担となる部（局）に伝達し、伝達を受けた部（局）から関係各部（局）へ伝達できる体制を整備する。

(3) 緊急防災要員による被害状況の把握体制

勤務時間外において、震度4以上を観測した場合、又は風水害が発生し必要が生じた場合に、緊急防災要員が市域の概括的な被害状況等を迅速に把握し伝達できる体制を整備する。

3 情報収集伝達体制の強化

情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、吹田市防災情報自動配信サービス、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、SNS、防災アプリ、スマートフォン（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入や情報の地図化等による伝達手段の高度化・見える化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

第2 通信の確保体制の整備

災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から通信手段の整備を図るとともに保安管理の徹底を行う。

《実施担当》

総務部、消防本部

1 通信系の確保

災害に関する情報連絡等について、有線電話・無線電話設備の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、予備電源の確保を図る。

2 通信手段の多様化

電話やメール機能の活用を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の機動力の向上に努める。

3 防災行政無線及び消防無線の整備・拡充等

防災行政無線及び消防無線の整備・拡充を図るとともに、無線通信の多重化を検討する。また防災行政無線等を運用する無線従事者を養成する。

(1) 防災行政無線及び消防無線の整備・拡充

災害発生時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うため、及び災害発生時に必要な情報を市民に伝達するため、防災行政無線（固定系、移動系）及び消防無線の整備・運用を充実させ、より有効な通信体制を確保する。

(2) 無線通信の多重化

有線途絶時の情報連絡のため、及び災害現場からの画像や映像等を通信するため、公共安全LTE（PS-LTE）の導入など、無線通信の多重化を検討する。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線同等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 府防災情報システムの活用

災害状況を即座に把握するため、平常時から防災情報システムを活用した訓練に取り組む等、被害状況に応じた初動体制の確立を目指す。

5 吹田市防災気象情報システム

市における気象予測や、防災体制上必要な気象に関する情報の提供を行う。

- (1) 気象情報処理装置
- (2) 気象観測データのネットワーク
- (3) 市民向けホームページ
- (4) 災害対応職員向けの情報受発信

6 吹田市防災情報システム

- (1) 災害情報の管理
- (2) 避難所管理
- (3) 物資・物流管理

第3 災害広報・広聴体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を伝達するとともに、市民からの問い合わせ等に適切に対応するため、災害広報体制及び災害広聴体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達にかかる体制の整備に努める。

また、市は、国等と連携し、安否情報収集・提供のシステム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。

《実施担当》

総務部、市民部、福祉部、児童部、都市魅力部、教育委員会

1 広報体制の整備

(1) 災害広報責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、あらかじめ、災害広報責任者を選任する。

災害広報責任者は、平時から災害時に発信する情報の整理様式を作成するとともに、災害広報手段の確保に努める。

(2) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

(3) 広報文案の事前準備

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・気象・水位等の状況
- イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ
- ウ 出火防止、初期消火の呼びかけ
- エ 要配慮者への支援の呼びかけ
- オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

(4) 要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保

2 市民への情報提供体制

情報提供体制の整備及び要配慮者や居住地以外の市町村に避難する住民にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

- (1) 市ホームページに災害時用ページを準備するとともに、SNSなどを活用した災害時に必要な情報をわかりやすく適時に発信する。
- (2) 災害発生時はテレビのデータ放送、インターネット、ラジオ等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (3) あらかじめ、市役所、出張所、消防署、避難所等の災害時情報拠点を設定し、市民に平常時から周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する方法を定めておく。
- (4) 避難所となる公民館・学校への電話、FAX等の通信手段の整備に努める。
- (5) Wi-Fiなどを活用した情報取得環境の整備を図る。
- (6) 停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの広聴体制を整備する。

4 報道機関との協力体制の確保

放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関と連携協力した広報体制の整備に努める。

第4 災害情報共有化の推進

災害情報を各部（局）で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、吹田市防災情報システムやLoGoチャットを活用する。

《実施担当》

各部（局）

第 11 節 消防体制の整備

火災の未然防止を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確な消防活動を実施し、被害の軽減を図るため、消防体制の整備に努める。

第 1 火災予防対策

住宅、事業所からの出火防止及び初期消火の徹底を図るため、火災予防対策を推進する。

《実施担当》

消防本部、都市計画部

1 一般建築物（住宅を含む。）

(1) 火災予防査察の強化

消防本部は、市域の消防対象物について、消防法第 4 条、第 4 条の 2 に基づく予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の耐震性の強化等について、改善指導する。

(2) 防火管理制度の推進

消防本部は、消防法第 8 条の規定により防火管理者を選任した防火対象物の所有者、管理者、占有者（以下「防火対象物の所有者等」という。）に対し、防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

ア 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

イ 消防用設備等の設置、点検整備、維持管理

ウ 火気取り扱いの監督、収容人員の管理など

(3) 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防本部は、対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合への取組みを推進する。

(4) 住宅防火対策の推進

消防本部は、住宅における住宅用火災警報器の設置を促進する。

(5) 住民、事業所に対する指導及び啓発

消防本部は、火災予防のための指導及び啓発を行う。

ア 火気使用場所の環境整備、火気使用器具の安全化などの指導強化を図る。また、地震発生時の火を使用する器具・電気器具の取り扱い方法等を周知・徹底する。

イ 市民に対し、出火防止や火気の取扱いなど防火知識の啓発、消火器具等の普及、住宅用防災機器の設置を推進する。

ウ 市民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等を実施する。

エ 事業所における防火管理の知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図る。

また、事業所の防災機能強化、消防訓練を推進し、初期消火体制の充実を図る。

オ 広報活動などによる火災予防運動を通じ、防火意識の啓発を行う。

(6) 定期報告制度の活用

都市計画部は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度を活用し、一定規模以上の多数の人が利用する建築物及び建築設備の適切な維持保全の促進を図る。

2 高層建築物、地下街（地下駐車場、ビルの地下施設等）

消防本部は、高層建築物、地下街については、前項の事項の徹底のほか、共同防火管理体制の確立、防災規制など、防火対象物の所有者等に対する火災の未然防止を指導する。

(1) 対象施設

ア 高層建築物

高さが31mを越える建築物

イ 地下街

地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの、及びこれに類するもの

(2) 防災計画の作成指導

原則として、高層建築物の新築に際し、出火防止、初期消火や避難安全性の確保等の観点から、建築物の計画条件に即した総合的な防災計画の作成を指導する。

(3) 共同防火管理体制の確立

管理の権限が分かれている高層建築物、地下街において、共同防火管理体制の確立を指導する。

(4) 防災規制

高層建築物、地下街において使用する防火対象物品については、防災性能を有するものを使用するよう指導する。

(5) 屋上緊急離着陸場等の整備

原則として、非常用エレベーターの設置を要する高層建築物には、屋上緊急離着陸場又は緊急救助用スペースを設置するよう指導する。

3 自衛消防組織の設置指導

消防本部は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の建物で多数の者が出入りし、かつ、大規模なものの所有者等に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織を設置するとともに、防災管理者を定め、地震被害等に対応した消防計画を作成するなど、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第2 消防力の充実

大規模火災などの発生に備えるため、消防力の充実に努める。

《実施担当》

消防本部

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防署、消防出張所、その他施設を増強する。また、消防庁舎の耐震化に努めるとともに、感染症対策等についても充実強化を図る。

2 消防水利の整備

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓等を配置する。
- (2) 大阪府地域防災計画(関連資料集)に定める「震災時に備えた消防水利の確保についての当面の方針」の趣旨に沿って耐震性防火水槽等を設置・拡充するとともに、プールや河川等の利用を含め地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

3 消防資機材等の強化

消防車両等の資機材の整備に努めるとともに、指令システムの高機能化を推進し、消防装備、情報処理能力の充実強化に努める。

また、建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するため、活動体制の整備に努める。

《実施担当》

消防本部

1 初動体制の確立

災害発生時に即応できる消防活動を展開するため、組織体制、動員体制、情報収集体制、部隊運用等の初動体制の確立を図る。

2 火災防ぎよ体制の整備

地域における延焼拡大危険を把握し実情に応じた対策の推進に努めるとともに、大規模延焼火災、同時多発火災に対応するため、企業・自治会等に消火隊の組織化を促進し、可搬式小型動力ポンプなどの消火用資機材の整備に努め、火災防ぎよ体制の整備充実を図る。

3 救助・救急体制の確立

多数の救助・救急事象の発生が予想されるため、関係機関との連携を密にするとともに、地域住民に救急講習等の受講を推奨し、自主救護活動に関する知識及び技術の普及を図る。

また、救助工作車、高度救助用資機材、高規格救急車、その他必要な資機材の整備を図り、救助体制の強化及び救急高度化計画の推進に努める。

第4 消防団の充実強化

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団の充実強化に努める。

《実施担当》

消防本部、消防団

1 組織の活性化

少子高齢化や核家族化が進む中で、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層等の消防団活動への積極的な参加の促

進、女性や事業所の従業員に対する入団促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進などによって、組織の活性化に努める。

2 消防施設・装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材、安全確保用装備、感染症対策等の充実強化を図る。

3 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

4 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。

第5 広域応援体制の充実

地震等による大規模災害の発生に備え、広域的な消防機関との連携体制を強化するほか、災害発生時に応援機関が迅速かつ的確な消防活動が実施できるよう、受入れ体制の整備に努める。

《実施担当》

消防本部

第6 消防の広域化

消防力の強化に向け、国の「市町村の消防の広域化に関する基本方針」や、府が定めた「大阪府消防広域化推進計画」を踏まえ、消防の広域化に努める。

《実施担当》

消防本部

第7 連携体制の整備

府、吹田警察署、自衛隊等と相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化された消火用機器等の活用を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。

《実施担当》

消防本部

第12節 応急医療体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な医療救護活動が実施できるよう、府、医療関係機関と連携しながら、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、応急医療体制を整備する。なお、別途作成する「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」に即した対応とする。

第1 災害医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、住民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。また、市内の医療救護活動の総合調整を行うため、災害対策本部が設置された場合等は、保健医療調整本部を設置する。

1 現地医療活動

患者が最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班が「救護所」において実施する。

(1) 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

ア 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

イ 医療救護所での臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたって設置される、救護所（医療救護所）で、主に軽症患者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

(2) 考え方

ア 医療機関を、状況に応じて「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣及び物資の供給を行う。

イ 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応した医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての病院で実施する。

(1) 災害が甚大であればあるほど、病院は後方医療活動を優先し活動する。

(2) 広域搬送可能な患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の病院へ搬送し、治療する。

(3) 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の病院へ分散した搬送・治療を行う。

(4) 病院を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受け入れを行う。

第2 災害医療情報の収集伝達体制の整備

《実施担当》

健康医療部、消防本部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

1 連絡体制の整備

市、市立吹田市民病院及び吹田市三師会は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方針・役割分担等を定める。

2 医療情報システムの整備

市は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の災害時の活用について啓発を行う。

また、府、市及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 医療情報収集のための連絡員の確保

市は、情報収集伝達手段が麻痺した場合に医療機関の被害状況など地域における保健医療に関する情報を収集のための連絡員を確保する。

4 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。
- (2) 指定する医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、救護所において応急処置などを行う現地医療体制をあらかじめ整備する。

《実施担当》

健康医療部、吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

1 医療救護班の編成等

市は、吹田市三師会と協議のうえ、災害の種類や時間の経過に伴い変化する医療ニーズを想定した医療救護班の編成等を決定する。

2 応急救護所及び医療救護所の設置体制の整備

災害の発生・拡大等の状況に応じて医療救護所が設置できるよう、中学校（第五中学校、第二中学校、豊津中学校、片山中学校、山田中学校、古江台中学校）など設置予定場所を事前に調査・検討し、医療救護所の設置体制を整備する。

なお、市内医療機関を指定する場合は、開設者と調整する。

応急救護所、医療救護所の設置場所・基準、運営方法等は、「地震災害応急対策編・風水害応急対策編 第3章 第2節 応急医療対策」に定めている。

3 医療救護班の受入れ体制等の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、市外から派遣される医療救護班及び医療ボランティアを受け入れ、救護所への配置調整を行うための体制及び窓口を整備する。

4 医療救護班の派遣体制の整備

市は、吹田市三師会と協議のうえ、医療救護班を医療救護所へ派遣する派遣基準や派遣方法等について検討を行い、派遣体制を整備する。

5 吹田市三師会等との協力体制の確立

市は、一時に多数の傷病者が発生し、又は交通が混乱して傷病者の搬送が困難な場合に対応できるよう、吹田市三師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

第4 後方医療体制の充実

多数の傷病者の収容力を確保するため、市域における災害医療の拠点となる医療機関等の整備を図るとともに、医療資源を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。

また、災害発生時における医療要員の受入れ及び医療用資器材等の調達が円滑に進むよう、地域医療連携を推進する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、 吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会
--

1 市災害医療センターの整備

災害発生時に、「大阪府災害時医療救護マニュアル」に沿って、市内外の医療機関と広域連携を行い、医療救護活動を行う拠点として、市災害医療センターに指定した市立吹田市民病院について、その機能を果たすために必要な施設の耐震化、医薬品及び医療用資器材の備蓄等を推進する。

2 災害医療協力病院の強化

大阪府地域防災計画で災害医療協力病院として指定される医療機関（救急告示病院として指定される医療機関及び公的及び準公的医療機関）に吹田市地域防災計画及び「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」を周知する。

第5 医薬品等の確保体制の整備

府、医療関係機関等の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

市災害医療センターである市立吹田市民病院等に医薬品及び医療用資器材について備蓄を推進するとともに、備蓄のあり方について検討を進める。

また、吹田市三師会との協力によって、医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備を図る。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・空路・河川を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を吹田警察署の協力を得て図る。

《実施担当》

健康医療部、消防本部、吹田警察署、大阪府

1 患者搬送

特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の受け入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定し、救急車、ヘリコプター等を利用した広域搬送手段について府と協議のうえ、体制の整備に努める。

2 医療救護班の搬送

市及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

3 医薬品等物資の輸送

医薬品等の受け入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第7 個別疾病対策

市及び府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療関係のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

《実施担当》

健康医療部、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会、大阪府

第8 地域医療連携の推進

市は、市立吹田市民病院、吹田市三師会と連携し、災害時の医療救護方策の検討など地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第9 医療関係者に対する訓練の実施

各医療機関は、年1回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市、府及び災害医療関係機関は、共同して災害医療訓練を実施する。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第10 保健衛生活動体制の確立

発災後迅速に保健活動が行えるよう、災害時の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時の保健活動マニュアルの整備及び研修・訓練の実施等体制整備に努める。

《実施担当》

健康医療部、市立吹田市民病院、
吹田市医師会、吹田市歯科医師会、吹田市薬剤師会

第 13 節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル等の輸送拠点について把握・点検する。

第 1 輸送手段の整備

災害発生時に迅速かつ的確な緊急輸送を実施するため、平常時から陸上輸送、航空輸送、水上輸送等、緊急時に確保可能な輸送手段を把握するとともに、関係機関、民間業者等との協力体制の整備に努める。

《実施担当》

総務部、土木部、吹田警察署、茨木土木事務所

1 陸上輸送体制の整備

緊急交通路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

(1) 緊急交通路の選定

府、市町村は、吹田警察署及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。また、緊急交通路のうち、災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両等の通行を最優先で確保するための道路として「重点 14 路線」を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

次に示す道路を広域緊急交通路として選定する。

(ア) 府県間を連絡する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路及び接続道路

(ウ) 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

※「重点 14 路線」のうち、市域では、国道 423 号、大阪高槻京都線及び大阪中央環状線が該当する。

イ 地域緊急交通路（市選定）

関係機関と協議のうえ、広域緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、船着場、市内の備蓄拠点等、緊急医療機関（市災害医療センター、災害医療協力病院等）及び避難所等を連絡する道路を地域緊急交通路として選定する。

(2) 緊急交通路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急交通路を整備するとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市、府、吹田警察署及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

(5) 緊急通行車両の事前届出

市所有の車両のうち、緊急通行車両等として使用する計画のあるものについては、公安委員会（吹田警察署）に対して緊急通行車両等の事前届出手続（「緊急通行車両事前届出書」2通と当該車両の「自動車車検証の写し」1通等を提出）を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

ア 対象車両

次のいずれにも該当する車両であること。ただし、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- (ア) 地域防災計画に基づき、災害応急対策を実施するための車両
- (イ) 指定行政機関等の保有・契約車両又は災害発生時の調達予定車両
- (ウ) 使用の本拠の位置が府内にある車両

イ 届出済証の返還

次の場合、速やかに吹田警察署長を經由して届出済証を返還する。

- (ア) 届出済証の交付を受けた車両が、緊急通行車両として使用する車両に該当しなくなったとき。
- (イ) 当該車両が廃車となったとき。
- (ウ) その他緊急通行車両としての必要がなくなったとき。

(6) 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

(7) 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

- ア 道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。
- イ 災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。
- ウ 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- エ 関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。

2 航空輸送体制の整備

府等の関係機関の協力による災害発生時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備や選定に努める。

また、災害時に他府県等（消防・警察・自衛隊等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

3 水上輸送体制の整備

災害発生時の神崎川を利用した水上輸送に備え、神崎川榎木橋下流及び高浜橋下流の2か所に整備した物資等の積み降ろしが可能な橋詰のテラス（緊急時の船着場）の運用体制を確立する。

第2 交通混乱の防止対策

災害発生時の交通混乱の未然防止を図るため、災害時における緊急交通路の応急点検体制の整備及び避難のあり方の周知徹底に努める。

また、吹田警察署が行う、交通規制・管制体制の整備に協力する。

《実施担当》

土木部

1 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時から緊急交通路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

災害時の避難にあたっては、事前避難を除き、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

災害時における道路施設の破損・欠壊等により応急復旧を必要とする場合、道路法等に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。また、交通安全施設の整備など吹田警察署が行う交通規制・管制体制の整備に協力する。

第3 公共交通の確保体制の整備

災害発生時においても安全で円滑な交通手段を確保するため、平常時から体制の整備に努める。

1 各鉄軌道会社

災害発生時における乗客の避難、災害発生直後の被害状況及び安全点検を行うための人材の確保、応急復旧のための資機材の確保に努める。

鉄道事業者は、植物などが鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼす恐れがある場合などには、所要の手続きを行ったうえで、伐採などを行う等鉄道の輸送の安全確保に努める。

《実施担当》

西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、阪急電鉄(株)、
大阪市高速電気軌道(株)

2 各乗合旅客自動車運送事業者

災害発生時においても利用者の安全確保を最優先として、混乱防止を図るため可能な限り運行を確保するよう努める。

《実施担当》

阪急バス(株)、京阪バス(株)

第14節 避難体制の確立

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を指定し、日ごろから住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

第1 避難誘導体制の整備

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

《実施担当》

総務部、福祉部、市民部、教育委員会、
学校・災害時における要配慮者関連施設・不特定多数の者が利用する施設等の管理者

1 案内標識等の設置

避難地、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等の設置を推進し、平常時から市民への周知を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 災害時における要配慮者の避難が円滑になされるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にするため作成した「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、住民へ周知する。
- (3) 災害時における要配慮者の避難誘導をはじめ、安否確認、避難所における生活等に対する支援を円滑に行うなどの支援対策を推進するために作成した「吹田市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」に基づいた要配慮者の情報把握、防災部局・避難支援者・関係機関等の間での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するように努める。

3 学校、病院等における避難誘導体制の整備

- (1) 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。
- (2) 学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。

また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制を整える。

4 地下街等の避難体制の整備

市は、洪水浸水想定区域内に地下街等が建設された場合には、所有者、管理者に、国土交通省令に則した避難確保計画の作成、公表を要求する。

また、作成にあたっては、(財)日本建築防災協会の「地下空間における浸水対策ガイドライン」及び「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考とするよう指導する。

5 不特定多数の者が利用する施設の避難体制の整備

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者による集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第2 避難地、避難路の指定

災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるため、避難地、避難路を指定し、日ごろから住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて

- (1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
- (2) 又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設
- (3) かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

《実施担当》

総務部、土木部

1 地震時の避難地及び避難路の指定

(1) 一時避難地

大規模地震の後の地震活動や火災等による二次災害に備えて、住民が一時的に自主避難できる、概ね1ha以上の空地（小中学校のグラウンド等）を一時避難地として指定する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を、次の基準により広域避難地として指定する。

ア 原則として延焼火災に対し、有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地とする。

ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難地として選定する。

イ 想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上の避難有効面積を確保できること。（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること。）

ウ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。（ア又はイに該当するものを除く。）

(3) 避難路

広域避難地に通じる避難路を選定する。

- ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
- イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
- ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
- エ 水利の確保が比較的容易なこと。

2 風水害時の避難所（避難場所）・避難路の指定

洪水や土砂災害に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難所（避難場所）、避難路を指定する。

避難路は、それぞれの災害時に指定する1人当たり概ね1㎡以上を基準とした避難所（避難場所）又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員3m以上の安全な道路及び緑道とする。

なお、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

避難場所標識等については、案内図記号（JIS Z8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」を用いる。

第3 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、要配慮者にも配慮し整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

また、避難地のうち、臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設が確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (2) 落下・倒壊物対策の推進

- (3) 誘導標識、誘導灯の設置
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第4 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失、放射性物質及び放射線の放出により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定、整備する。その際、感染症対策などを踏まえ、ガイドラインの策定や物資の備蓄等を関係各部（局）が連携して措置を講ずるよう努める。

避難者等の発生規模と避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設やホテル等を含めた民間施設の避難所としての利用拡大を図る。また、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

さらに、平常時から指定避難所の場所、受入れ人数などについて、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況などの周知に努める。

《実施担当》

総務部、福祉部、関係各部（局）、吹田市社会福祉協議会、 避難所施設管理者、市民部（庶務班）
--

1 避難所の指定（指定避難所）

避難所は、地震によって住家が全半壊、全半焼した場合や風水害時に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、市が必要に応じて開設できる場所を避難所として選定し指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

なお、想定される避難所生活者1人あたりの面積は、概ね2㎡以上とするが、感染症等を踏まえ可能な限りのスペースを確保することが望ましい。

- (1) 避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

- (2) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

2 洪水時避難所、土砂災害時避難所（指定緊急避難場所）

洪水浸水想定区域や土砂災害防止法の指定区域の住民等の一時的な避難収容を目的とした避難所を公的施設から指定する。また、収容する避難者1人あたりの面積は、概ね1㎡以上とする。

なお、洪水浸水想定区域内の施設から選定する場合は、予測される浸水深や土砂災害危険箇所の分布等をふまえて安全な施設を指定する。

また、現状では、公的施設だけでは洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足するため、身近な民間施設も避難所として利用できるように、一時避難施設として民間施設の管理者と「津波洪水避難ビル」の協定の締結を進める。

3 避難所の機能の充実

災害発生時に住家の全壊、全焼、流失等によって避難を必要とする住民を臨時に収容するため、避難所においては、平常時から避難所台帳の整備等、避難所としての機能の充実に努める。

(1) 避難生活に必要な設備・備品の整備

避難所での生活に必要な便所、炊事場等の設備及び日常生活用具等備品の整備に努める。

また、非常用電源設備等の整備に努める。

(2) 避難生活の環境整備

避難生活の環境を良好に保つための換気、照明等の設備の整備に努める。また、感染症対策等についても充実強化を図る。

(3) 通信設備・機器の整備

災害関連情報及び生活関連情報の収集に必要な通信設備・機器の整備を推進する。

(4) 生活用水の確保

避難所での生活用水等を確保するため、避難所となる小学校及び中学校においては、既存プールの改修、新設工事にあわせ耐震強化に努める。

(5) 河川の氾濫時の対策

洪水浸水想定区域内の洪水時避難所は、浸水による孤立化に備えて、通信設備、食料等の整備を推進する。また、長時間孤立する場合に備えて、浸水域外の二次避難所への避難者移送体制を確立する。

4 要配慮者に配慮した避難施設の整備・確保

少子高齢化が進行する中、要配慮者となる高齢者の増加、支援の担い手の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいように、避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者を保護するために、第二次避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、府と連携し必要な人員を確保する。

(1) 施設管理者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「大阪府福祉のまちづくり条例」、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づいた避難施設の整備・改善に努める。

(2) 施設管理者は、その施設内に福祉仕様の便所を設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設の福祉仕様の便所を支障なく利用できる場合は、この限りではない。）

(3) 施設管理者は、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュ

ニケーション手段の確保など、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。

- (4) 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (5) 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）

5 避難所の運営管理体制の整備

市が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、施設管理者が各避難所のマニュアルを作成し、管理運営体制を整備する。また、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

各避難所のマニュアル作成にあたっては、女性や子供、要配慮者等の参画を得るとともに、必要に応じて専門家、NPO・ボランティア等の意見を聞く機会を設ける。

- (1) 避難所の管理者不在時の開設体制
- (2) 避難所を管理するための責任者の派遣
- (3) 災害対策本部との連絡体制
- (4) 自治会、自主防災組織、施設管理者、NPO等との協力体制
- (5) 施設利用計画の作成
- (6) 施設安全確認等の開設訓練の実施

6 指定避難所以外の避難者の状況把握及び集約

指定避難所以外の避難者として、在宅避難者（車中泊等を含む。）への支援及び集約の概略的な情報収集に、SNS等の活用を検討する。自治会やNPO等のボランティアの協力が得られる場合は、きめ細かい情報収集や連絡手段として活用の検討を行う。また、指定避難所への集約に努める。

市は、感染症感染者の自宅療養等の被災に備えて、自宅療養者等の避難場所の確保に向けた具体的な検討を行うとともに、自宅療養者等に対する情報共有体制の整備に努める。

第5 避難指示等の事前準備

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成・活用し、住民への周知及び意識啓発に努める。

《実施担当》

総務部

1 「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の作成

- (1) 市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報等の判断・伝達マニュアル」を改訂する。
- (2) 特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。
- (3) 近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂する。
- (4) 「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の改訂にあたり、府から技術的専門的な助言を得ることが出来る。
- (5) 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 災害の発生のおそれがある場合や避難情報が発令された際の避難場所として、指定緊急避難場所のほか避難所外避難として、安全な親戚・知人宅、ホテル等への避難も有効な避難行動となることを住民へ周知しておく。
ただし、避難指示等が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、自宅等安全を確保することができる場所で緊急的に屋内安全確保を図ることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所などへの避難がかえって危険を伴う場合、近隣のより安全な退避場所への「緊急安全確保」も避難行動となることを、住民へ平時から周知しておく。
- (2) 土砂災害の避難方法等について、住民の意識啓発に努める。
- (3) 市及び府、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

避難指示等により住民等に求める行動

	住民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>○高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>○高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
【警戒レベル4】 避難指示	<p>危険な場所から全員避難</p> <p>○危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>命の危険 直ちに安全確保</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>○ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

第6 洪水避難対策の強化

《実施担当》

総務部、福祉部、児童部

1 洪水避難体制の強化

淀川が氾濫した場合等は、JR線の南側の地区のほとんどが浸水する可能性があるが、JR線の北側への避難経路は、数少ない地下道等に限られるため、避難渋滞が発生し、避難に時間を要する可能性がある。

また、現状では洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所が不足しており、その他に利用可能な洪水時避難所を指定しているが、洪水時には洪水浸水想定区域付近の洪水時避難所に避難者が集中し、要配慮者を十分に収容できない可能性がある。

このため、避難困難地区や要配慮者の避難に配慮した高齢者等避難の趣旨を周知し、早い避難行動を啓発するとともに、自治会、民生委員・児童委員、福祉関係者等の協力による要配慮者の避難支援体制の確立を図る。

2 広域洪水避難計画

淀川が決壊し、隣接の摂津市等もほぼ全域浸水した場合には、行き場のない避難者の一部が市内に流入することが予想される。また、淀川が決壊時には、広域かつ長時間湛水することも予想され、浸水域内に孤立した住民等の救助には、広域的な連携が必要となる。

このため、府や流域の市町村と連携して、淀川の大規模な氾濫を想定した広域避難計画の検討を推進する。

3 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成

浸水想定区域内に位置し、資料編において名称及び所在地を掲載した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。

また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

市及び府は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

第7 広域避難体制の整備

市及び府は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会などの既存の枠組みを活用することにより国や他の自治体と協力体制を構築するとともに他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生する又は発生する恐れがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）、大阪府

1 府内市町村間の広域避難協議への支援

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについて直接協議し、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

府は市町村間で当該協議を行う際、広域自治体として当該市町村との調整を行うとともに市町村からの求めに応じて適切な助言を行う。

第15節 応急復旧体制の整備

第1 応急仮設住宅対策

住家が滅失した被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られる体制の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部

1 建設候補地の選定

あらかじめ、市域の都市公園、公共空地等の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。

なお、応急仮設住宅の候補地の一戸あたりの面積は、50㎡以上とする。

また、応急仮設住宅の用地が不足し、学校の敷地を使用する場合は、学校の教育活動に十分配慮する。これに併せて、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備に努める。

2 要配慮者に配慮した住宅の確保

府に対し要配慮者の生活に配慮した応急仮設住宅の建設を要請する。

3 みなし仮設住宅の活用

応急的な住まいが早期に確保できる民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅の活用を促進するため、民間の宅建業者等の活用を検討する。

第2 罹災証明書の発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、住民に周知する。

さらに、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、初期対応となる応急危険度判定を始めとして、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項を一元的に集約できるような被災者台帳の整備も検討する。

《実施担当》

市民部、税務部、都市計画部、関係各部

第 16 節 二次災害防止体制の整備

被害拡大要因となる二次災害の未然防止を図るため、応急危険度判定制度の整備や斜面判定士制度の活用に努める。

平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努め、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第 1 応急危険度判定体制の整備

災害時、住民の安全確保が急務となるため、府及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度を判定するための積極的な体制の整備に努める。

《実施担当》

都市計画部

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士等の養成、登録

被災建築物応急危険度判定講習会等の開催や被災建築物応急危険度判定士及びコーディネーターの登録・要請に対して、建築関係団体とともに協力し、積極的に被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

(2) 実施体制の整備

判定主体として、被災建築物応急危険度判定に必要なマニュアル、備品の整備に努めるとともに、府から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

府及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について市民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

府が実施する被災宅地危険度判定講習会の開催、被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(2) 実施主体の整備

資器材の整備や府から派遣された被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、判定主体として、実施体制の整備を図る。

第 2 斜面判定士の活用

土砂災害から住民を守るために、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会が認定した斜面判定士の活用を推進する。

《実施担当》

都市計画部

第17節 非常用物資の確保体制の整備

住家の全壊、全焼、浸水、流失等によって、飲料水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

第1 飲料水の確保

府、関係機関と協力して、発災後3日間は被災者1人あたり1日3リットルの飲料水を確保し、それ以降は順次供給量を増加できるよう応急給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備も図る。

《実施担当》

水道部、総務部

1 応急給水拠点等の整備・充実

- (1) 市内9か所の浄水所、配水場等を、災害発生時の給水拠点として更なる充実を図るとともに、非常用飲料水の備蓄に努める。
- (2) 給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (3) 被災の状況に応じて、市内各所の消火栓や大阪広域水道企業団の「あんしん給水栓」等を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。

2 応急給水用資機材等の整備・充実

加圧式給水車、給水タンク、臨時給水栓、非常用飲料水袋、可搬式浄水装置等の応急給水用資機材の整備・充実を図る。

3 相互応援体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 地震発生時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、統合調整、指示、支援を実施するため、府、市町村及び大阪広域水道企業団・公益社団法人日本水道協会との連携体制を強化する。

第2 食料及び生活必需品の確保

大規模な災害が発生した場合に必要となる、食料及び生活必需品を確保するため、府と協力して備蓄に努めるとともに、民間業者との協定締結を推進する。また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供に配慮する。

《実施担当》

総務部、関係各部、大阪府

1 重要物資の備蓄

目標となる必要量については、府の備蓄方針に基づき設定する。

要給食者・・・想定される避難所避難者及びそれ以外の避難者（在宅）

品目	①アルファ化米、乾パンなど	②高齢者用食	③粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）	④ほ乳瓶
備蓄量	1食分	1食分	1日以上	必要量
品目	⑤毛布	⑥衛生用品（おむつ、生理用品等）	⑦簡易トイレ	⑧トイレットペーパー、マスク
備蓄量	避難所避難者数	1日分の必要量	必要量	必要量

※備蓄量は、市及び府各々の備蓄量を示す。

※⑦及び⑧については、市の備蓄量を示す。

2 その他の物資の確保

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）
- (3) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (4) 被服（肌着等）
- (5) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (6) 光熱用品（LPガス、LPガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (7) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (8) 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- (9) ブルーシート、土のう袋
- (10) 簡易ベッド、間仕切り等
- (11) 高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器点字器等）
- (12) 棺桶、遺体袋
など

3 民間業者等との協定締結の推進

災害発生時における食料、生活必需品を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため民間業者等と調達に関する協定を締結し、緊急時の物資調達に万全を期す。

第3 備蓄・管理体制の整備

「吹田市備蓄計画」に従い、災害が発生した場合、迅速に備蓄品を使用、円滑に供給できるように計画的な備蓄を推進する。また、南北の備蓄拠点の整備に併せて分散備蓄などの手段整備に努める。

常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。

また、定期的に流通在庫量の調査を実施するなど、供給体制の整備に努めるほか、他市町村との共同備蓄や相互融通の検討を行う。

さらに、物資集積拠点や搬送方法、搬送ルートなどをあらかじめ定め、災害時の物資供給体制を確立する。加えて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

《実施担当》

総務部、関係各部

第4 市民による備蓄の推進

迅速かつ的確な緊急物資の供給が困難な場合に備えるため、市民に対し、推奨1週間分以上の飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、避難に際しての非常持ち出し品として用意しておくよう、周知徹底を図る。

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

第5 プッシュ型支援への対応

プッシュ型の支援については、必要に応じて国、府とともに、以下の検討を進める。

- (1) 基本的な役割分担
- (2) 効率的な輸送システムの構築
- (3) 情報共有できる情報管理システムの構築
- (4) プッシュ型支援からの切り替えや民間企業との連携 等

《実施担当》

総務部、関係各部（局）

第18節 ライフライン確保体制の整備

災害が発生した場合に、応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

第1 上水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

水道部

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための情報通信システム（遠方監視制御装置）を活用する。
- (2) 送配水系統の多重化、複数水源としての地下水の活用等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 応急復旧活動に関するマニュアルの整備、管路図等の整備を推進する。

2 応急復旧用資機材の整備点検

被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の配備を推進するとともに、加圧式給水車、給水タンク等の保有資機材の点検整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 地震発生時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、府、市町村及び大阪広域水道企業団・公益社団法人日本水道協会との連携体制を強化する。

第2 下水道施設

災害発生時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平常時から防災体制の整備に努める。

《実施担当》

下水道部

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施できるよう、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 応急復旧活動マニュアルの整備、施設管理図書等の整備を推進する。

2 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、保有資機材の整備点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (2) 応急復旧用資機材の調達など確保体制の整備に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力体制の整備

- (1) 災害発生時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、府、市町村間や関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。

第3 電力供給施設

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

《実施担当》

関西電力送配電(株) (大阪北電力本部北摂営業所)

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から吹田市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動並びに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）に基づき整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「全国融通電力需給契約」及び「二社間融通電力需給契約」に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス供給施設

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

《実施担当》

大阪ガスネットワーク(株) (北東部事業部)

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。
 - ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。
 - イ 基準値以上の揺れを感知すると自動的に一般家庭及び業務用の都市ガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。
- (3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。
- (8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。
- (9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。
 - ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。
 - イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。
- (5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信施設

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

《実施担当》

西日本電信電話(株)（関西支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)（西日本営業本部）及び(株)NTTドコモ（関西支社）、 KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)
--

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等

の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

- (1) 防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。
 - ア 災害予報及び警報の伝達
 - イ 非常招集
 - ウ 災害時における通信疎通確保
 - エ 各種災害対策機器の操作
 - オ 電気通信設備等の災害応急復旧
 - カ 消防及び水防
 - キ 避難及び救護
- (2) 中央防災会議、大阪府防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。

4 協力応援体制の整備

(1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、府、市町村及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 倒木等への対策

府、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全に努める。

第6 市民への広報

災害発生時の対応について平常時から広報活動を実施し、市民の意識向上を図る。

《実施担当》

下水道部、水道部、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株) (関西支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (西日本営業本部) 及び(株)NTTドコモ (関西支社)、KDDI(株) (関西総支社)、ソフトバンク(株)

1 上水道施設、下水道施設

平常時から、飲料水等の備蓄の重要性、災害時給水拠点の確認、非常時の下水排除の制限、水質汚濁の防止等についての広報に努める。

2 電力供給施設、ガス供給施設

関西電力送配電株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害の未然防止を図るため、災害発生時における注意事項等について広報する。

3 電気通信施設

西日本電信電話株式会社 (関西支店)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (西日本営業本部) 及び株式会社NTTドコモ (関西支社)、KDDI株式会社 (関西総支社)、ソフトバンク株式会社は、災害発生時に電話回線が輻輳しないよう、緊急通話以外の電話の自粛、緊急通話の場合にかかりやすい公衆電話の利用等、災害発生時の電話利用における注意事項について広報する。

第 19 節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備

一般廃棄物処理施設等の災害対策を講ずるとともに、災害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿等の広域的な処理計画を作成することにより、災害時における廃棄物を円滑かつ迅速に処理を行うため、応急体制を整備する。

《実施担当》

環境部

第 1 一般廃棄物処理施設の点検と浸水及び地震対策

本市の一般廃棄物処理施設（資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場）は、丘陵地に立地しており、河川の氾濫による浸水のおそれはない。しかし、丘陵地の谷を埋めた土地であることから豪雨時における背後地からの雨水流入の可能性や地震時の揺れの増幅等を考慮して施設を点検し、必要に応じて「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」を参考に対策を講ずる。

第 2 廃棄物収集運搬車両の事前避難対策

1 駐車場の浸水対策

廃棄物収集運搬車両（一般廃棄物、し尿）の駐車場が浸水するおそれがある場合、計画的な嵩上げや防水壁の設置等の浸水対策を講ずる。

2 廃棄物収集運搬車両の避難場所

洪水ハザードマップ等を参考に、浸水しない場所に、廃棄物収集運搬車両の避難場所をあらかじめ計画する。

第 3 災害廃棄物（粗大ごみ等）処理計画の策定

水害発生時は、収集経路の不通等、通常の処理が困難となる一方、短い期間に大量の廃棄物が発生し、また、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から水害廃棄物の迅速な処理が要求される。

市は、水害廃棄物の処理に際し迅速な対応を行うため、事前に中間処理及び再資源化計画を作成しておくものとする。

水害廃棄物の処理計画を策定するための主な検討事項は次のとおりである。

1 被災地域の想定

洪水ハザードマップ等により浸水区域を把握する。

2 水害廃棄物発生量の想定

破堤地点、浸水深、浸水区域内の建物棟数より発生量を想定する。

3 仮置場の確保と配置計画

水害廃棄物の多くは水分を多く含んだ状態で排出され、そのままでは処理することが困難である。また、一時に大量に排出されるため、通常の体制では処理を行うことが困難である。そのため、水

害廃棄物の仮置場が必要となる。

廃棄物の発生量を推計し、仮置場の候補地、必要な箇所数を検討する。

4 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順

水害時には、通常時に発生する一般廃棄物と異なる性状の廃棄物が大量に発生すること、土砂などを含むため大量の最終処分物が生じることなどから、特別な配慮が必要となるため、事前に処分計画を策定する。

5 市内で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制の確保

- (1) 周辺市町単位で応援体制の整備を検討する協議会を発足させる。
- (2) 市内で処理できない廃棄物の委託処理に関する基本方針を検討する。
- (3) 連携図、関係機関のリストを作成する。
- (4) 協定書の締結を行う。

6 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保

収集の緊急性等により、混合収集せざるを得ない場合も考慮する必要があり、仮置場で分別を行う必要が生じる。分別の手順として、重機による粗選別、破碎、磁選、手選等が考えられるので、必要な広さ、機材を確保する体制を整備する。

7 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策

- (1) 収集処理に伴う、二次公害を防止するための体制を整備する。
- (2) 仮置場の衛生状態を保持するため、必要な体制を整備する。
- (3) 府と協力し、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制の整備を行う。

8 収集運搬車両確保とルート計画

- (1) 家具類や水分を含んだ置等重量のある廃棄物が発生するため、積込み・積下しには重機が必要となり、平常時に使用しているパッカー車よりも平積みダンプ等を使用する機会が多い。これらの必要な資機材を事前に検討し、市で備蓄あるいは関係団体等との支援協定締結により、確保体制の整備を図る。
- (2) 洪水ハザードマップ等を参考に水害時に運行可能な収集ルートを計画する。

第4 し尿処理計画の策定

水害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。そのため、事前にし尿関係の処理計画を策定しておく。

し尿関係の処理計画を策定するための主な検討事項は次のとおりである。

1 し尿及び浄化槽汚泥の回収量の想定

市は、洪水浸水想定区域内の非水洗化人口及び浄化槽人口を割り出すことによって、し尿及び浄化槽汚泥の回収量を想定し、想定した回収量から、必要な回収期間、収集運搬車両、作業員、薬剤など

を計画し、体制を整備する。

2 広域的な処理体制

くみ取りし尿や浄化槽汚泥の処理施設を確保するため、周辺市町と協力し、広域的な処理体制の整備を図る。

3 広域的な備蓄体制

収集運搬車両や消毒剤、脱臭剤等の緊急資機材について、市単独で大規模水害に対処しうる備蓄を行うことは合理的でないため、周辺市町と協力し、広域的な備蓄体制の整備を図る。

4 事業者等との連携の強化

災害発生時に迅速かつ円滑にし尿処理を行うため、協定の締結等くみ取り事業者等との連携を強化する。

第5 災害廃棄物処理計画等の整備

災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

1 緊急出動体制及び一般廃棄物処理施設の補修体制の整備

廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集運搬車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

- (1) 緊急出動体制
- (2) 廃棄物処理施設の補修体制の整備

2 災害廃棄物の処理・処分計画

生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物等の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物等の広域的な処理・処分計画に基づき、災害時の応急体制を確保する。

また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、必要な措置を講ずる。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬体制の整備
- (2) 災害時の災害廃棄物等発生量の想定
- (3) 災害廃棄物等仮置場配置計画の作成
- (4) 災害廃棄物等の処理・処分基本計画
- (5) 有害廃棄物処理計画

3 医療廃棄物の処分体制の整備

災害時に救護所等で発生する医療廃棄物の収集・運搬・処分を行う事業者との協定締結を進める。

4 社会福祉協議会、NPO 等の関係機関との連携体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第 20 節 遺体安置所、火葬場等の確保

災害により多数発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、府と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

第 1 遺体安置所の確保

災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

《実施担当》

都市魅力部、都市計画部

第 2 火葬に関する応援協力体制の確立

災害により死者が多数発生または火葬場が被災し、利用できない場合に備え、府と連携して、大阪府広域火葬計画に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、応援協定を締結するなど協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

《実施担当》

福祉部、環境部